

五 明治四十一年五月 文部大臣

仮名遣ノ件(臨時仮名遣調査委員会への諮詢)

申発図二三三号

臨時仮名遣調査委員会

別紙仮名遣ノ件ニ關シ其ノ會ノ意見ヲ問フ

明治四十一年五月二十八日

文部大臣 男爵 牧野伸顥

仮名遣ノ件

緒言

- 一 本案ノ仮名遣ハ文部省ニ於ケル教科書検定及ヒ編纂ノ場合ニ之ヲ許容スルモノトス
- 二 本案ノ実行ト同時ニ明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ廃ス

第一章 字音仮名遣ニ關スル事項

旧仮名遣

新仮名遣

げけおえい

ぐゑふ

げけおえい

あやう

きよう

げう

げふ

きよう

ほふ

ぼう

まう

ぱふ

ほう

ほふ

ぼう

やう

ばふ

ほう

ほふ

ぼう

う

ふ

ほう

ほふ

ぼう

う

ふ

ほう

ほふ

ぼう

(旧) 仮名遣 (新仮名遣)

しゃう	しよう	せう	せふ
じやう	じよう	ぜう	じよう
ちやう	ちよう	てう	てふ
ぢやう	ぢよう	でう	でふ
にやう	によう	ねう	ねふ
ひやう	ひよう	へう	
びやう	びよう	ペう	
ぴやう	ぴよう		
みやう	めう		
りやう	りよう	れう	
きう	きゆう	きふ	
ぎう	ぎふ		
しう	しゆう		
じう	じゆう		
ちう	ちゆう		
ぢう	ぢゆう		
にう	にふ		
りう	りふ		
あむ	あん <small>(其他語尾ノ撥音にむんヲ ノ例書 ノ別スルモノ皆之ニ準ス)</small>		

- (1) 豆爾遠波ノは及ヒ豆爾遠波ノ關係並ニ動詞ノ活用ヨリ
起ルは
- (2) 動詞ノ活用ヨリ起ルひ
- (3) 動詞ノ活用ヨリ起ルふ
- (4) 豆爾遠波ノへ、さへ、及ヒ豆爾遠波ノ關係並ニ動詞ノ活用ヨリ起ルヘ
- (5) 副詞なほノほ
- 例 いわ(岩) うぐいす(鶯) あやうし(危)
いえ(家) かお(顔) たおす(倒)
もしくは(若) あらは(洗) あらひ(洗)
あらふ(洗) あまつさ(剩) あらべ(洗)
- 三。阿列ノ仮名ニふ、うガ附キ又ハ於列ノ仮名ニほガ附キテ
於列ノ長音ニ發音スルモノハ於列ノ仮名ニうヲ附ス但シ左

ノ場合ヲ除ク

- (1) 動詞ノ活用ヨリ起リ阿列於列ノ仮名ニふノ附ク場合
(2) 動詞形容詞ノ語尾ノ音便ニ依リ阿列ノ仮名ニうノ附ク場合

場合

- (3) 動詞ヲ口語ニテ未来ニ用フルニ依リ阿列ノ仮名ニうノ附ク場合

附ク場合

例 おうぎ(扇)

こうがい(笄)

おうかみ(狼)

例 あたふ(与)

とふ(問)

かうて(買)

例 あかう(赤)

いのらう(將祈)

四。字音ヲ仮リテ国音ヲ表記シタルモノノ変化セシモノ及ヒ素ト字音ニシテ国音ノ例ニ依リテ変化セシモノハ前諸項ノ例ニ依ル

例 あわ(阿波)

まきいちわ(薪一把)

理由書

仮名遣ノ法則中學習上困難ナルモノヲ簡約ニシテ国語教育ノ發達ヲ圖ルカ為明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則第二号表ヲ以テ其最モ複雜ナル字音仮名遣ニ改正ヲ加ヘタリ例ヘハ均シク「コー」ト發音スル仮名遣ニ「カウ」(校)、「カフ」(甲)、「コウ」(公)、「コフ」(劫)、等ノ別アリシモノ之ヲ止メテ「コー」ニ一定シ又均シク「ホー」ト發音スル仮名遣ニ「ハウ」(方)、「ハフ」「ホフ」(法)、「ホウ」(奉)ノ別アリシモノ之ヲ

止メテ「ホー」ニ一定シタルノ類ナリ然ルニ爾來教育ノ実驗ニ依レハ児童ニ於テ字音ト国語トヲ區別スルコト困難ナルカ為ニ知ラス識ラス字音ノ表記法ヲ国語ニ及ホシ例ヘハ「カウモリ」(蝙蝠)ノ「カウ」、「ハウムル」(葬)ノ「ハウ」ノ如キハ字音ニアラサルニ拘ラス之ヲ字音ノ「コー」「ホー」ト同視シテ「コーカウ」「ホームル」等ノ如ク表記スルノ混雜ヲ生シタリ加之國語仮名遣ニ於テモ「カハ」(川)、「ウグヒス」(鶯)、「アヤフシ」(危)、「イヘ」(家)、「カホ」(顔)等ノ「ハ」「ヒ」「フ」「ベ」「ホ」又ハ「アフギ」(扇)、「タウゲ」(峠)等ノ「アフ」「タウ」ノ如ク發音ニ一致セサル仮名遣謬カラス之カ學習ノ困難字音仮名遣ニ讓ラサルモノアリ依テ国語仮名遣モ亦字音仮名遣改定ト同一ノ趣旨ヲ以テ速ニ之ヲ整理スルノ必要ヲ認メ同時ニ曩ニ定メタル字音仮名遣ニモ統一上更ニ多少ノ変更ヲ施スヲ可トシタリ

前記小学校令施行規則第二号表ノ字音仮名遣ハ之カ實行ヲ小學教育上ニノミ限り中等教育ニ於テハ依然旧来ノ仮名遣ヲ強テ學習セシメタルモ仮名遣ノ如キハ教育ノ階級ニ依リテ截然限界ヲ画スヘキニアラス加之何レノ階級ノ教育ニ於テモ旧仮名遣ヲ守株シ又ハ新仮名遣ヲ強制スルコトナク新旧並行セシメ自然ノ淘汰ニ一任スルヲ可トス依テ本案ノ仮名遣ハ曩ニ定メタル文法上許容スヘキ事項ト均シク諸教科書ノ検定又ハ編纂ノ場合ニ關シ廣ク之ヲ應用セントス

〔参考一〕明治四十一年五月二十九日臨時仮名遣調査委員会委員長及委員文部大臣

官邸ニ參集ノ際ニ於ケル牧野文部大臣ノ演説筆記

仮名遣ノ問題ハ其性質學問上ニ涉リ又國民全体ノ日用文ニモ直接關係ヲ有シテ居ルカラ之ヲ解決スルノハ隨分困難ナコトデアリマス、ソレユエ當局者ハ更ニ広ク有識ノ方々ノ審査ヲ請ヒタイト切望致シマシタ結果御多忙ナル諸君ニ其ノ委員ヲ御依頼致シマシタ所幸ヒ御承諾下サレ貴重ノ時間ヲ割イテ今日御出席下サレ又今後モ必要ニ応ジ御臨席下サルルコトハ深ク感謝致ス所デアリマス

就キマシテハ今日ハ諸君ノ御審査ヲ願フベキ原案並ニ参考トナルベキ關係書類ヲ御配付致シマスルニ付何卒御持帰リノ上篤ト御熟読アランコトヲ願ツテ置キマス、コレヨリ本官ハ何故ニ仮名遣問題ガ起リ之ガ解決ニ迫ツタカトイフ事情ニ付テ要領ヲ摘ンデ申述ベテ置キタイト思ヒマス

抑モ仮名遣問題ノ起リマシタノハ維新ノ結果トシテ百般ノ制度文物革新致シマシテ教育法モ大ニ変更セラレタ際ニ胚胎シタモノト存ジマス、從來ハ就学ノ始カラ直チニ漢字ヲ教フルノガ慣例デ字音モ字訓モ仮名ヲ借ラズ、直チニ其漢字ヲ見テ之ガ發音ノ暗誦ヲサセマシタ、ソレデスカラ書クトキハ漢字

ガ主トナリ仮名ハ客トナツテ字音モ字訓モ漢字ニ隠レテ居ツタタメニ仮名遣法ガ余り問題ニナラナカツタノデアリマス、然ルニ現行教育法デハ初年級ノモノハスベテ仮名ニ依ツテ之ヲ書キ現ハスコトニナツテ居リマスカラ仮名遣ガ小學教育ノ初年ニ於テ非常ニ大切ナモノニナツタノデアリマス、トコロガ從來教科書ニ用ヒテ來タ仮名遣ハ歴史的ノモノデ通常ノ人ニハ頗ル六ヶ敷イ物デアルノデ、之ヲ精確ニ學習サセルコトハ中々容易デナイン、殊ニ一方ニハ困難ナ漢字ヲ學年ノ進ムト共ニ学バナケレバナランノデ、兒童ノ負担ハ實ニ重イノデアリマスル、又學年ガ進ムニ從テ学科ガ段々増加スル許デアリマスカラ國語國文ヲ學習スルノ困難ト学科ニ対スル負担トハ益々兒童ニ重荷ヲ課スルコトニナリマス、我邦兒童ガ國語國文ヲ習得スルノ困難ハ慥カニ他國ノ兒童ガ彼ノ國語國文ヲ學習スルヨリ數倍デアルコトハ争フベカラザル事実デ他ノ國民ニ対シ誠ニ不幸ノ位地ニ居ルモノト言ツテ宜シイノデアリマス、教育当事者ハ乃チ教育事業ノ改良手段ノ一トシテ遂ニ明治三十三年小學校令施行規則制定ノ場合ニ仮名遣上最モ困難トスル字音ニ關シテ改正ヲ加ヘ學習上簡便ニ致シマシタ、是ハ諸君ガ既ニ御承知ノ現行ノ字音仮名遣デアリマス、教育家及兒童ハ之ガ為メニ便益ヲ感ジタコトガ少小デナカツタト確信シテ居リマス、爾來教育者間ノ希望トシテ國語ノ仮名遣モ字音仮名遣ト同一ノ主義デ改正ヲ加ヘラレタイ、字音仮名遣

ト国語仮名遣ト其用法ニ於テ厳格ナ区別ヲ画スルコトハ小学児童ニ於テハ頗ル困難デアルカラ尚進ンデ国語仮名遣ニ関シテモ相当ノ改正ヲ加ヘラレタイト云フ声ガ高クナツテ参リマシタ、殊ニ国定教科書修正調査ノ為メ関係ノ学者教育家ヲ以テ組織シタ教科書調査委員会ニ於テモ仮名遣ノ統一改正ヲ急務ト認メ案ヲ具シテ報告シテ参リマシタ、明治三十八年ノ春高等教育会議及国語調査委員会ニ諮問シテ審議ヲ求メマシタノハ即チ右ノ案デアリマシタ、然ルニ當時高等教育会議ニ於テハ本件ハ重要ノ問題デアルカラ猶十分講究ノ必要ガアル依テ他日ヲ俟テ更ニ諮詢アランコトヲ望ムト云フ議決ヲ致シマシタ、其後国語調査委員会ニ於テハ該案ニ付慎重ナ調査ヲ致シマシテ同三十八年十一月詳細ナル案ヲ具シテ答申ヲ差出シマシタ、ソコデ文部省ハ三十九年十二月開会ノ高等教育会議可決シタノデアリマス、是等諸会議ノ意見ハ固ヨリ本大臣ノ敬重スル所デアリマスガ之ガ实行ノ責ニ任ズルニ先チ尚一層ノ研究ヲ要スルトコロガアルトイフコトヲ認メマシタ、而シテ又四十年三月貴族院カラ仮名遣改正ニ関スル建議ガ出マシタカラ其ノ趣旨ヲモ參案シテ考慮致シマシタ結果、本省主務課ニ更ニ起案ヲ命ジマシタ其案ハ即チ今回諸君ニ廻付シタモノデゴザイマス、本案ハ仮名遣上口語ト文語トノ区別ヲ廢シ、或ハ社会ノ慣用ニアマリ遠ザカラナイ様ニ注意ヲ加ヘマ

シタ、且又先ニ字音仮名遣ヲ改正シタ結果国語ノ仮名遣モ自然ニ効フ様ニナリマシテ、現ニ小中学ノ生徒ハ字音ト国語トノ区別ヲ嚴重ニ弁別致シマセヌ——相当教育アル人々モ之ヲ区別スルニ困難ヲ感ズル場合ガ少クアリマセヌ——ソレデ其學習シタ字音ノ新仮名遣法ハ比較的簡易デアリマスカラ改正ハ単ニ字音ニ限ツタノニ拘ラズ之ヲ推シテ国語仮名遣ニモ応用スル様ニナツタモノモ頗ル多イノデアリマス、例ヘバ国語ノ葬^{ハウムル}「ホームル」ト書クノハ其一例デアリマス、依テ本省ハ此等ノ事情ニ顧ミマシテ今ニ於テ之ヲ統一シ整理スルニアラザレバ本邦ノ国文ハ一層ノ混乱ヲ來タスノハ明白ナ道理デアリマスカラ、此際此案ノ如ク字音仮名遣法ト国語仮名遣法トヲ出来得ルダケ統一シ、(改正ノ区域ハ可成之ヲ減少シ)之ニ依テ国語教育ノ困難ヲ除キ其発達ノ便ヲ計ランコトヲ主意ト致シマシタ、夫レカラ今一ツ説明シテ置ク必要ガアルト思フ点ハ、此案ノ緒言ニ此仮名遣ハ国定教科書ヲ編纂スル場合ニ之ヲ用フルコトヲ許容ストアルコトニツイテデアリマス、乃チ許容ハ読ンデソノ字ノ如クデアリマシテ、将来スベテ此新仮名遣法ニ一定シテシマツテ在来ノモノハ之ヲ全廃スルト云フ意味デハアリマセヌ、教科書ニ之ヲ用ヒテモ差支ガナイト云フノデアリマシテ、在来ノモノハ勿論歴史的ノモノトシテ之ヲ在置スルノデアリマス、此許容ト云フコトニハ已ニ先例ガアリマシテ先年文法上許容スベキ事項ヲ定メタコト

ガアリマス、夫レハ古来ノ用例ニ照シテ正確ニ論ズル時ハ文法上ノ誤謬ト見ルベキモノデモ慣習久シキニ及ンデ居ルモノハ之ヲ咎メナイト云フノデアリマス、此文法上ノ許容事項ハ目下行ハレツツアルノデアリマシテ今度ノ許容ト云フノモ実ハ之ト同様ノ意味デアリマス、而シテ原案ノ新仮名遣ハ甚ダ簡単デアリマスルシ、世間デ通常人ノ用フル所ト甚ダ近イモノト信ジマスルカラ之ヲ学ブニハ別段骨ノ折レルコトハナイト存ジマス

又仮名遣ト発音トヲ成ルベク一致サセル大体ノ精神ニ至ツテハ先ギノ国語調査委員会ノ案ト其趣旨相戾ルコトハアリマセヌ抑モ仮名遣ノ問題ハ前ニ述ベマシタ通リ普通教育上ノ利害カラ起ツタモノデアリマスルシ小学校デハ仮名ヲ多ク使用シテ国語ヲ教授スルノデアリマスカラ国定教科書修正ノ事業ニハ直接ノ関係ガアル訳デアリマス、ソレ故明治四十二年度ノ始カラ使用スベキ修正教科書ノ編纂ニツイテハ本問題ヲ予メ決定シテ置クコトガ先決ノ順序デアリマス、仮名遣問題ノ起源沿革等ハ以上ノ如クデアリマスガ尙ホ承ハリマスレバ仮名ガ時代ニヨリ人ニヨリ隨分勝手ニ用ヒラレタ様子ハ古書ニ例証ガ沢山アルト申シマスガ此辺ノコトハ私ハ能ク心得テ居リマセヌ、唯今日ハ六百万ノ児童ニ義務教育ガ負ハセテアリマシテ其国民教育ノ成績如何ニ依テ各国トノ競争上帝国ノ位置ヲ維持スルト云フ歴史上未曾有ノ時運デアリマス、ソレユエ

苟モ国家的觀念ノ養成ニ妨ゲザル限りハ聊カデモ其負担ヲ輕減シ教育ノ實質ヲ進メ現代ハ勿論永久ニ國民ヲシテ其便益ニ沿セシメ國家ノ進運ニ貢献サセタイト云フ精神カラ此問題ヲ解決シヨウトシタノデアリマスカラ願ハクハ諸君之ヲ諒察セラレテ慎重審議以テ速ニ何分ノ答申アランコトヲ希望致シマス

〔参考二〕 臨時仮名遣調査委員会における文部

書記官の説明

チヨツト説明ヲ致シマス、此案ニ就キマシテハ先日ノ御会合ノ節大臣カラ大体ノ御説明ガアリマシタカラ大体ハ無論アレデ御分リニナツテ居ルコトト信ジマスガ、尙ホモウ少シ立入リマシテ私ハ起案者ノコトデアリマスカラ説明ヲ致シタナラバ御参考ニナラウカト思ヒマスガ、稍々詳シク申述ベマシテ尚ホ足ラヌ所ハ御質問等ニ応ジテ申述ベル積リデアリマス、デ此案ハ明治三十三年ニ文部省令ヲ以テ発布セラレマシタルトコロノ小学校令施行規則第二号表ト云フモノ、ソレカラ明治三十八年ノ春ノ高等教育會議ト國語調査会へ諮問ニナリマシタトコロノ諮問案、是レハ御手許へ差出シテ置キマシタモノデアリマス、ソレカラ其諮問案ニ対シマシテ國語調査委員会ニ於テ御評議ニナツテ答申ニナツタトコロノ案、是レモ御手許へ参考トシテ廻シテ置キマシタ、是等ノ案ト同様ノ精神ヲ有ツテ居リマス、大体ノ精神ガ同ジデアリマス、ト申シマスルノハ今日甚ダ複雜デアルトコロノ歴史的ノ仮名遣ヲ用キタイト成ルベク当代ノ發音ニ一致シタトコロノ仮名遣ヲ用キタイト云フ精神デアリマス、其点ハ從来ノ案ト同ジデアリマス、唯異ツテ居リマスル点ハドウ云フノカト申シマスルト細カイコトハ沢山アリマスガ、主モナル点ガニツアルノデアリマス、其一ツハ此案ノ仮名ハ新シクナツテ居リマスルトコロノ仮名

ノ範囲ハ前ノ案ノ範囲ヨリモ縮小シテ居ルノデアリマス、ソレカラモウ一ツハ此案ハ許容ト云フ形式ニナツテ居リマス、即チ新シイ仮名遣ヲ以テ直チニ旧イ仮名遣ト此案ノ新仮名遣ニ置換ヘルト云フ訳デナクシテ旧イ仮名遣ト此案ノ新仮名遣ト二ツナガラ並ビ行ハシメルト云フ精神デアリマス、此二ツガ最モ大イナル相違デアリマス、ソレデ其二ツヲ順次説明致シマセウ

第一ニ新仮名ノ範囲ガ縮ツテ居ルト云フコトヲ申述ベマス、仮名ノ用ヰ方ニシテ今ノ發音ニ一致シナイトコロノモノガアル、ソレガ起リデ斯ウ云フ調ガ出来マスルトノデアリマスガ其一致シナイ仮名遣ニ就イテ考ヘテ見マスルト大要二ツノ區別ガアルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、一ツハ今日ノ一般ノ国民ノ注意ヲ惹イテ居ル、一般国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノトデモ申シマセウカ、其一般国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノ又他ノ一ツハ一般ノ国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノト此二ツガアルヤウデアリマス、ソレデ此案ハ国民ノ意識ニ入ツテ居ルトコロノ仮名遣ハソレハ先づ其儘ニシテ置イテ手ヲ着ケマセヌ、唯国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノト認メマスルトコロノモノヲ新ニスル方針ヲ執ツタノデアリマス、彼ノ呂爾遠波ノ中ノ或種類、「何ハ」トカ「何ヘ」トカノ「ハ」「ヘ」デアリマス、或ハ動詞ノ活用カラ起ツテ参リマスルトコロノ「洗ハム」トカ「洗ヒ」トカ「洗フ」トカ「洗ヘ」トカ「ハ」「ヒ」「フ」「ヘ」トナツテ活用シテ参リマス「ハ行」ノ動詞並ニ動詞又ハ形容詞ノ語

尾ノ音便ト云フモノガゴザイマス、例ヘバ「行カム」——「行カム」ト云フノハ口語デ「行カウ」トナリマス、其時ハ「ユカウ」ト書クコトニナリマス、又「トラム」ト云フノハ口語デ働くマスルトキハ「何ヲ取ラウ」トナル、ソレヲ「取ラウ」ト書ク、「取ロウ」ト云フノデナシニ「取ラウ」ト書クノガ是レマデノ規則デアリマス、又「木ノ葉ガ赤ウ見エル」ト形容詞ノ語尾ノ音便デ言フノデアリマス、語尾ノ「赤ク」ト云フ「ク」ガ「ウ」ニナツテ「赤ウ」トナリマス、又「物ガ無クナル」矢張形容詞デアリマスルガ、其語尾ノ「ク」ノトコロガ音便ノ為ニ「ウ」ニナツテ「無ウナル」ト書ク、ソレガ普通ノ規則デアリマスガ、サウ云フ所ハ一般ノ国民ノ意識ニ入ツテ居ルモノデアル、普通ノ教育ヲ受ケタトコロノ者ハソレヲ使ツテ参リマス上ニ於テ之レヲ誤マラヌコトガ出来ルノデアリマス、尤モ教育ノ無イレ位ノ規則ハ其人ノ意識ニ入ツテ居ルノデアリマス、所ガ字音仮名遣ノヤウナモノデアリマス、ソレハ字音仮名遣例ト云フモノヲ崑蘚版ニシテ御参考ニ廻シマシタ、アレニアリマスルトコロノ区別ノヤウナモノハ非常ニムヅカシイ、マタ国語ノ仮名遣デアリマスガ、ソレハ理由書ニモチヨツト出シテ置キマシタガ、(川)ト云フノハ「カハ」ト書カナケレバナラヌ、(鶯)ト云フノハ「ウグヒス」ト書カナケレバナラヌ、(家)ト云フノハ「イヘ」ト「アヤフシ」ト書カナケレバナラヌ、(危)ト

書カネバナラヌ、(顔)ト云フノハ「カホ」ト書カナケレバナラヌト云フトコロノ「ハ」「ヒ」「フ」「ベ」「ホ」デアリマス、或ハ(扇)ト云フ矢張國語デアリマスガ、アレハ「アフギ」ト書カナケレバナラヌ、(峠)ハ「タウゲ」ト書カナケレバナラヌ、サウ云フ所ノ「アフ」トカ「タウ」ト云フヤウナモノハ字音仮名遣ト等シク余程ムヅカシキモノデアツテ、一般国民ノ意識ニ入ラヌモノデ、特別ノ教育ヲ受ケマシタ者ナラバソレダケノ区別ヲ致シ得ルノデアリマスガ、然ラザルモノハサウ云フヤウナ使用法ヲ間違ヘズニ致ス者ハ極メテ稀レナノデアリマス、デ明治三十八年ノ諮詢案即チ高等教育会議ト国語調査委員会へ提出セラレマシタトコロノ案並ニ国語調査委員会ガソレニ対シテ答申ヲ致シマシタトコロノ案ハニツナガラ何レモ統一ト云フ点ニ最モ重キヲ置カレマシテ、今申上ゲタトコロノ二種ノ区別ガアル、其二種ノ仮名遣ヲ区別ヲシナイデ等シク何レモ発音的ニ改メルト云フ方針ヲ以テ調査ニナリマシタノデアリマス、ソレデソレニハ素ヨリ理窟ノアツテサウ云フ風ニナツタコトデハアリマスルケレドモ、併ナガラ今申上ゲマシタ国民ノ意識ニ入ツテ居ルトコロノ部類ノ仮名遣、其方ハ先ヅ一般ノ人ガソレヲ実行シテ居ルノデアリマスカラ今強ヒテソレヲ改メル必要ハナイデハナカラウカ、国民ノ意識ニ入ツテ居リマスルトコロノ仮名遣ハソレヲ仮名文ニ——悉皆仮名文ニ書キマシタ場合ハ素ヨリノコト、又普通ノ文章、即チ漢字

ト仮名ヲ混ヘテ書キマスルトコロノ文章ニ於キマシテモソレハ仮名ノ部分ノ所ニ表ハレルノデアリマス、仮名ノ所ニソレガ出ルノデ漢字ニハ隠レナイノデアリマス、例ヘバ「歌ヲ唄フ」ト言フ「フ」ノ所ハ漢字ニハ表ハレナイデ仮名ノ所ニ出ルノデアリマス、又「物ヲ買フ」ト言ヒマス所ノ「買フ」ノ「フ」ノ所ハ即チ仮名ノ所ニ表ハレルノデアリマスガ、ソノ文章ニ於キマシテ若シソレヲ「歌ヲ唄ウ」ト發音的ニ「ア」「イ」「ウ」「エ」ノ「ウ」ノ字ヲ書キ、或ハ「物ヲ買ウ」ト發音的ニ「ウ」ノ字ヲ使ヒマシタナラバ如何デアリマセウカ、理窟カラハ發音的デ極ク都合ガ好イノデ、習フ上ニモ都合ガ好イノデアリマスガ、唯慣習ノ上カラ考ヘマスルト云フト余程奇妙ニ見エルノデアリマス、所ガ國民ノ意識ニ入ツテ居ラヌトコロノ仮名遣、今申上ゲマシタトコロノ一種ノ所謂ムヅカシイ仮名遣ハ——最モムヅカシイトコロノ仮名遣ハソレガ若シ新シクナリマシタトコロガ平生カラ國民一般ニ注意ヲ惹イテ居ラヌノデアリマスカラ其文章ヲ悉皆仮名文デ書イテ今申ストコロノ仮名遣ヲ悉皆新シク致シマシタトコロガ少シモ奇異ノ感ヲ惹起スヤウナコトハナイノデアリマス、況シテ漢字ト仮名ヲ混ヘマストコロノ普通ノ文章ニ於キマシテハ其意識ニ入ラヌトコロノ仮名遣ハ丁度漢字ノ所ニ当ルノデ、漢字ニ隠レテシマフノデアリマス、サウ云フ仮名遣ヲ改メテモ普通ノ漢字仮名混合文ニ於キマシテハ何等ノ關係ガ無イヤウニ見エルノデアリマス、

普通ノ仮名文ニ於テモ勿論關係ガナイヤウニ見エルノデアリマスガ、漢字仮名混合文ニ於テハ最モ關係ガ無イノデアリマス、サウ云フ所ヲ改メタイ普通ノ漢字仮名混合文ニ表ハレルトコロノ——仮名ノ部分ニ表ハレマストコロノ仮名遣ハヘナイデ置イテ若シモ全部之ヲ仮名文ニ書キ直ストキ今ノ漢字ニ代ハルヤウナ所ヲ改メタイト云フノガ此案ノ精神ノ一ツデアリマス、ソレナラバ普通ノ漢字仮名混合文ニ於テ少シモ関係ガ無イト云フヤウナモノナラバ何モ仮名ヲ改メヌデモ関係ガ無イダラウト云フ御論モアルデアリマセウガ、其処ハ此普通教育ノ方カラ考ヘマスルト非常ニ関係ガアルノデアリマス、前ノ大臣ノ御演説ニモアリマシタガ、小学校デハ初ハ仮名ヲ以テ言語ヲ教ヘマスルノデ仮名ノムヅカシイノハ最モ困ルノデアリマス、ソレデ此案ハ從来ノ案ニ較ベテ見マスルト云フト一層社會ノ習慣、仮名ヲ使用シテ居リマスルトコロノ慣例ニ意ヲ注ギマシテサウシテ立案ヲ致シタモノデアリマスルノデ、國民ノ意識ニ入ツテ居ル所即チ漢字ニ隠レテ居ラヌトコロノ仮名遣ハ成ルベクソレニ手ヲ着ケナイト云フ方針デ調ベタノデアリマス、ソレカラ仮名遣ノ問題ト云フモノハ今申上ゲマシタル通リ普通教育ノ必要カラ起リマスルノデアリマスルガ、唯教育ノ難シイトカ易イトカ云フトコロノ一点張リカラ申上ゲマシタナラバ總テノ仮名遣ハ發音的ニナツタノガ一番都合ガ好イノデアリマスケレドモ、ソレハ社會ノ慣例

ニ背ク、人ヲシテ奇異ノ感ヲ惹カシムルト云フヤウナコトガアリマスノミナラズ、難シイコトハ難シイガ、一定ノ規則ガアツテ働キマスルトコロノ仮名ニナリマスルト云フト、意識ニ入ツテ居ルトコロノ仮名ハ比較的ニ記憶スルコトガ容易イノデアリマス、漢字ニ隠レルトコロノ仮名遣ヨリハ比較的ニ記憶シ易イガ為ニ是レマデノ通りニ据置イテモ無論多ク差支ハナイト云フ考デアリマス、是亦仮名遣ノ新シクナルノヲ国民ノ意識ニ入ツテ居ラヌモノノ仮名ニ限ッタ所以デアリマス、是等ノ理由ニ依リマシテ此仮名遣ノ範囲ハ諸々ノ從来ノ案ニ較ベテ見マスルト云フト余程縮小ヲシテ居ルノデアリマス。尚ホ此範囲ニ就キマシテ少シク述べテ見マスルナラバ字音ノ方デアリマス、字音ノ方ノ「カ」ト「クワ」、「ガ」ト「グワ」ノ仮名、其區別、ソレカラ「ジ」ト「ヂ」ノ區別、「ズ」ト「ヅ」ノ區別ハ明治三十三年ノ小学校令施行規則ノ第一号表ニ於キマシテハ夫等ハ廢メルコトガ本体ニナツテ居リマシテ旧來ノ通り区別シテモ宜イ、妨ゲヌト云フコトニナツテ居ツタノデアリマス、明治三十八年春ノ諮詢案、國語調査委員会ト高等教育会議ニ諮詢ニナリマシタトコロノ案ニ於キマシテハ何レモ「カ」ト「クワ」、「ガ」ト「グワ」トノ區別ヲ全廢致シテ居リマス、又「ジ」ト「ヂ」、「ズ」ト「ヅ」ノ區別モ、（字音ニ就イテ申上ゲルノデアリマスガ）明治三十八年春ノ諮詢案ニ於キマシテハ之

レヲ全廢致シテ居ルノデアリマス、ソレカラ國語調査委員会ノ答申ハドウカト言ヒマスト其点ニ就キマシテハ或特別ノ文字、「智」^チ「茶」^{チャ}「中」^{チウ}、「通」^{ツウ}、「地」^チ「治」^ヂ其六字ヲ除キマシテハ總テ廢シタノデアリマス、所ガ此案ニ於キマシテハ夫等ノ点ニ講究ヲ致シマシタル結果、或地方ノ發音ニハ未ダ斯ウ云フヤウナ音ガ、東京ニコソナイガ、或地方ノ發音ニハ尙ホ斯ウ云フ區別ヲ存シテ居ルト云フ所ガアリマスルカラ先ヅ之レニ触レナイコトニ致シタノデアリマス、是レハ此案ノ表ニナイノデアリマスルカラ旧來ノ區別ノ通り区別ヲシナケレバナラヌト云フコトニナルノデアリマス、又國語ニ於キマスルトコロノ「ジ」ト「ヂ」、「ズ」ト「ヅ」ノ區別、ソレハ從来ノ案デハドウナツテ居ルカト申シマスルト明治三十八年ノ諮詢案及ビ國語調查委員会ノ答申モ何レモ或取除ケヨ以テ之レヲ廢シタノデアリマス、ソレハ二語連合ノ音便、二ツノ語ガ連合シタル場合ニ起ルトコロノ音便、并ニ同ジ音ノ連呼ニ依ツテ生ジタル場合ノ「ジ」「ヂ」、「ズ」「ヅ」、是等ハ從来ノ通り区別ヲシナケレバナルヌガ、其他ハ廢スルコトニナツテ居リマス、併ナガラ此案ニ於キマシテハ「ジヂ」「ズヅ」ハ如何ナル場合ニ於テモ一切之レヲ新ニスルコトヲ避ケタノデアリマス、是レモ第二章ノ方ニ少シモ見エヌノデアリマス、見エヌノハ即チ旧來ノ通り「ジ」ト「ヂ」ヲ區別スル精神デアリマス、總テ此案ハ列記法ノ積リデアリマス、此処ニ書イテアルノハ変ヘル、唯類推ヲ以

テ之レヲ他ノ仮名ニ及ボスコトハシナイ積リデアリマス、總テ以上申シ述ベマシタ理由ニヨリマシテ新シイ仮名ノ範囲ト云フモノガ此案ニ於キマシテハ前ノ案ヨリハ著シク縮少致シマシタ、普通ノ漢字混リノ文章ニ於テ此新シイ仮名ヲ使ツテドウナルカト申シマシタナラバ普通ノ吾々ガ書キマスルトヨロノ漢字混リ文ニ於テハ殆ド影響ガナイノデアリマス、御承知ノ通リニ明治十五年ニ下シ給ハリマシタルトコロノ軍人訓戒ノ勅諭ト云フモノガアリマス、アノ勅諭ハ他ノ 勅語等トハ違ツテ居リマシテ余程倭言葉、純粹ノ日本語ガ沢山ニ御用ヰニナツテ先ヅ日本のトデモ申シマセウカ、漢文的デナシニ日本のノ文章ニナツテ居ルノデアリマス、而シテ隨分長イモノデ十行二十字ニデモ書キマシタナラバ十四五頁モアラウカト云フ隨分長イモノデアリマス、彼ノ 勅諭ニ仮名デ書イテアル所ニ此仮名遣ヲ當嵌メタナラバドウカト思ツテ調べテ見マシタガ、サウシタレバ唯一字ダケ違フノデアリマス、ソレハドウ云フノカト申シマスルト、「祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事」ト云フ句ガ彼ノ 勅諭ノ中ニアリマス、所ガ「報イマキラスル」ト云フ「マキラスル」ト云フ字ガ「參」ノ字デナシニ「マキ」ト仮名デ書イテアリマス、其「キ」ガ此案ノ仮名トハ違フノデアリマス、此案ノ仮名デハ「イ」ヲ用キルノデアリマスガ其処ガ違ヒマス、モウ一ツハ「如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツベキ」ト云フ句ガアリマス、此

歴史的ニ正シイノデアリマス、所ガ此案デハ「ハ」ト云フノハ国民ノ意識ニ入ラヌ仮名トシテ新ニナルコトニナツテ居リマスルカラ、「ワ」「ヰ」「ヰ」「ヰ」ノ「ワ」ヲ書クコトニナリマス、其二ツダケガ違フヤウデアルノデアリマス、之レヲ以テモ此案ハ普通ノ漢字混リ文ヲ吾々ノヤウナ大人ガ書キマスル上ニ於テハ何ノ影響ヲモ起サヌ、少シモ普通ノ慣例ニ背イタヤウナ感ヲ起スヤウナ場合ガナイト云フコトガ御分リニナルダラウト思フノデアリマス

ソレカラ第二ニ違ツテ居リマスル主ナル点、即チ此案ハ許容ト云フ形ヲ踏ンダノデアリマス、此許容ト申シマスルコトハ今ガ初メデナインデアリマス、是レモ大臣ノ演説ニモアリマシタガ、「文法上許容スベキ事項」ト云フモノヲ出シタコトガアリマス、是モ御手許ヘ出シテ置キマシタ参考書ノ中ニアルノデアリマスガ、彼ノ時ニ許容ノ例ガ開ケテ居ルノデアリマス、丁度此仮名遣ノ問題ニ關シテ矢張彼ノ例ヲ踏ンダ方ガ宜カラウト云フノデ許容ニ由リマシタノデアリマス、此許容ト云フ事ニ就イテハ余程論ガアリ得ルカト思ヒマスル、チヨツト其精神ヲ解リ易クスル為メニ或ハ卑近ナ——余リ卑近デハアルカモ知レマセヌガ例ヲ以テ申上ゲテ見ヨウト思ヒマスルガ、丁度甲ト云フ或土地ガアル、ソレカラ乙ト云フ地ヘ参リマス場合ガアルト仮定メタラ宜カラウト思ヒマス、其時ニ昔カラ一ツノ旧道ガアツタ、所ガ其道ガ嶮シク致シマシテ通行スルニ不便デアル、ソレデ何時ノ間ニヤラ別ニ新道ガ脇へ出

来マシテ人ガ通ルヤウニナツタ、自然ニサウ云フ道ガ開拓セラレマシタ、其時ニ當局者ガ此新道ハ非常ニ便利デアル、衆人ガ之レニ由ルトコロカラ其新道ヲ公ノ道路ニ組入レルト云フコトニ想像シテ見タイト思フノデアリマス、其場合ニ特別ノ理由ガアリマシタナラバ格別デアリマスルガ、サウデナカツタナラバ別ニ旧道ヲ歩クコトヲ禁ズルニ及ブマイト思フノデアリマス、特別ノ理由ガアリマスルナラバ新道ノミ通ラセテ旧道ヲ通ルコトハ禁ジタ方ガ宜イカモ知レマセヌガ、サウデナイ以上ハ新旧両道、何レヲ通ツテモ宜イト云フコトニシテ宜カラウト思ヒマス、即チ優勝劣敗ニ依ツテ或ハ旧道ノ方ヲ通ルコトガ少クナツテサウシテ其道ガ大イニ荒廃スルカモ知レマセヌ、ソレハ仕方ガナイノデアリマセウ、併ナガラ旧道ヲ殊更ニ禁ズル必要ハ無論ナイノデアリマス、ソレデ此旧仮名遣ニ対シテ新シイ仮名遣ヲ許容致シマスルノハ丁度旧道ニ対シテ自然ニ起リマシタルトコロノ新道ヲ認メル、公認ノ道路ト認メル關係ニ能ク似テ居ルカト私ハ思フノデアリマス、素ヨリ旧道デナケレバナラヌ、或ハ旧仮名遣デナケレバナラヌト云フコトデアリマスルナラバ何処マデモ新道、新仮名遣ヲ撲滅スルノデアリマスガ、サウデナイ以上ハ別ニ旧仮名遣、即チ衆人ニ不便ナ仮名遣ヲ墨守スルニモ及ブマイト考ヘマシテ新仮名遣ヲ公認スルノデアリマスカラ旧イ仮名遣ヲ使フト云フコトヲ別ニ禁ズルニモ及ブマイ、自然ノ勢ニ任せ

テ置イタナラバ宜カラウト云フ考デアルノデアリマス、ソレカラ其新仮名遣ガ公認セラレマシタル以上ハ、一般ノ人ガ矢張教科書デモ拵ヘル人ハ皆ソレヲ歩イテ宜イカ、世間ノ文学ニ係ハル人ハソレハ無論勝手次第デ旧道ヲ歩カウトモ新道ヲ歩カウトモ勝手次第、其通り教科書等ヲ書キマスル者ハ無論差支ナイト云フコトニ致シマス、ノミナラズ文部ノ當局者ト雖モ矢張從來ノ歴史的ノ仮名遣ノ束縛ヲ今日マデ受ケテ居ツタノデアリマスガ一度許容ノ方ガ出マシタル以上ハ教育上ノ便利ノ上ヨリ致シマシテ其新シイ仮名遣ヲ使用シタイト云フ見込デアリマス、即チ此新シイ仮名遣ニ拠ツテ教科書ヲ書クト云フコトニ致シタイ、民間カラ出マスルトコロノ教科書デアリマスナラバソレハドチラデモ宜シウゴザイマスガ、教育ノ便利ヲ計ツテ國語ヲ發展セシメタイト云フ考ヨリ殊ニ教科書ヲ自ラ書キマスルノデアリマスルカラ新シイ仮名遣ヲ用キル積リナノデアリマス、或ハ許容ト申シマスルト即チ許スト云フノデアルカラ別ニ正シイ道ガアルノデアラウ、ソレナラバ正シイ道ヲ踏シテ矢張教科書ヲ書イタラ宜カラウト云フヤウナ御論モアルカトモ思ヒマスルガ、是レハ斯ウ云フ仮名遣ノヤウナ問題ニ就キマシテハ倫理学上ナドデ申シマスルトコロノ正邪ト力善ト力惡トカ云フトコロノ論法ヲ以テ見ルベキモノデハナイト思フノデアリマスル、唯歴史的ノ是レマデノ仮名遣ト云フモノガ

アル、ソレニ対シテ新シイ仮名遣ガ起ツテ其方ヲ許ス、恰モ今申上ゲタ通り旧道ガアツタ、ソレニ対シテ新道ガ出来、新道ヲ通行スルコトハ勝手デアルト云フ風ナノト同ジコトデ別ニ一方ハ正デアツテ一方ハ邪デアルト云フヤウナモノデハナイト思フノデアリマス、是レハ独リ仮名バカリデハアリマセヌ、詰リ斯ウ云フ旧道ニ対シテ新道ガ起ルト云フヤウナ関係ガ仮名遣ニ就イテ起リマスルヤウナ事柄ハ別ニ仮名バカリニ就イテサウ云フコトガ起ル訳デハナイト思フノデアリマス、私ハ極ク不案内デアリマスルガ、漢字ナドモ矢張字体ト云フモノガ種々ノ変遷ヲ致シマシテ或ハ省字トカ或ハ通用字トカ或ハ俗字トカ種々ナ字体ガ起ツテ居ルノデアリマス、其通用字、省字、俗字ノ如キモノヲ使ツテ、ソレモマルデ無制限ニ使フト云フコトハ往カヌノデアリマセウ、或制限ノ下ニ通用字、俗字、省字ヲ使フト云フコトハ差支ナイコトニナツテ居ルヤウデアリマス、是レハ日本ノミナラズ漢字ノ本家デアル所ノ支那ナドニ於キマシテモ矢張斯ウ云フ字ハ使ツテ居ルヤウデアリマス、一厘、二厘ト云フ「厘」ノ如キハアレハ偽字デアツテ本統ハ未ト云フ字ヲ書イテ其脇ニ又ノ字ヲ書イテ其下ヘ普通ノ厘ノ字ヲ用キテ居ルノデアリマス、一般ノ人ガソレヲ承ツテ居ルノデアリマスガ、矢張政府モ一厘ノ(釐)ノ字ハ簡易ナ(厘)ノ字ヲ用キテ居ルノデアリマス、一般ノ人ガソレヲ用ヰテ殆ド本体ノ難シイトコロノ釐ノ字ハ知ラヌト云フコト

ニナツテ居リマス、(萬)ト云フ字モ(万)ヲ使ツテ差支ナイヤウニ一般ガナツテ居リマス、漢字ナドニモサウ云フ風ニ変遷ガアツテソレガ一般ニ認メテ居ルトコロデス、仮名ニ就イテモ矢張サウ云フ變遷ヲ認メマシテ發音ガ變ツテ來——變ツテ來タニ依ツテソレニ対スルトコロノ仮名遣ガ起ツタノデアリマスカラ、ソレハ同ジニ見テモ差支ハナイカト思フノデアリマス、詰リ從来ノ案ハ旧イ仮名遣ニ対シテ新シイ仮名遣ヲ開キマスルト同時ニ旧イ仮名遣ノ使用ヲ一切禁ジタヤウナ形ニナツテ居ルノデアリマスガ、此案ハ新仮名遣ヲ起スト同時ニ新旧両仮名遣共ニ何レモ正シキモノトシマシテ併立セシメ自然ノ淘汰ニ任セヨウ、ドチラヲ使ツテモ宜イト云フノニ過ギナインデアリマス

是レデ此案ガ從来ノ案ニ異ツテ居ルトコロノ二ツノ主モナル点ヲ申上ゲタ積リデアリマスガ、尙ホ從来ノ案ノ中デモ国語調査委員会ノ方針ト違ツテ居ル一ノ点ガアリマス、彼ノ三十八年ノ諮詢案トハ違ヒマセヌ、調査委員会ノ答申ト違ツテ居リマス点ガ一ツアリマスカラソレヲ申シマス、ソレハ此答申ノ方ニ依リマスルト云フ字音仮名遣ノ方ハ文語ニモ口語ニモ均シク使フコトニナツテ居ル——適用スルコトニナツテ居リマス、所ガ国語仮名遣ノ方ダケハ口語ノ文章ニ限ツテ適用スル、文語ノ文章ニハ適用シナイト云フコトニナツテ居ル、是ニモ勿論理由ノアルコトデアルト認メルノデアリマスケレ

ドモ、併シ万止ムヲ得ナイトコロノ事情ガナカツタナラバ此國語仮名遣ト雖モ口語文語共ニ同一ノ仮名遣ニ致シタイト考ヘルノデアリマス、文語体ノ文章ト云フモノハ最早廃滅ニ向フト云フヤウナ場合デアリマシタナラバ、ソレハサウ云フ文章ニハ旧イ仮名遣ヲ使ツテ置イテ差支ナイノデアリマセウケレドモ、今ノ形勢ヲ觀テ見マスルト云フト口語体ノ文章ハ段々拡ツテ参リマスト同時ニ文語体ノ文章モ是ニハ種々変遷ハアリマスルケレドモ段々耳ニ近イ文章ニナツテ居ルコトハ事実デアリマスガ、尚ホ盛ソニ行ハレテ居ルノデアリマス、ソレガ為ニ文語体ノ文章ヲ矢張読ミ書キラスルコトヲ小学校時代ヨリシテ教ヘナケレバナラヌコトニナツテ居リマス、所ヘ口語ノ方ハ新仮名遣ヲ用キル、文語ノ方ニハ旧イ仮名遣ヲ用キルト云フコトハ一ノ言語ニ対シテ二様ノ仮名遣ヲ充タスコトニナリマシテ非常ニ複雜ニナラウカト思フノデアリマス、此複雜ト云フコトニ關シマシテハ昨年ノ春貴族院カラ仮名遣ニ対シテ建議ガアリマシタ、其際ニ其建議ノ贊成者カラモ御批難ガアツタヤウニ考ヘルノデアリマス、ソレデサウ云フ御意見ヲモ参考ヲ致シマシテ此案ハ口語ニモ文語ニモ国語仮名遣ヲ用キル、恰モ口語ニモ文語ニモ字音仮名遣ヲ用キルト同様ノ遣リ口ニ致シタイト云フ考アルノデアリマス、ソレガ国語調査委員会ノ答申ニ違フ緊要ナル点デアリマス

此仮名遣ノ問題ハ詰ル所ハ大臣ノ御演説ニモ縷々アリマスル

ガ、普通教育ノ利害カラ起ツタコトデアリマシテ、是ニハ夙ニ當局者等ニ於キマシテモ氣付イテ居ルコトデアルノデアリマス、ソレデ今日御手許ヘ井上毅氏ノ「問目一則」ト云フトコロノ御意見書ヲ配付ヲ致シテ置キマシタ、是ハ井上サンガ丁度文部大臣ノ御在職中デアツタト思フノデアリマスガ、自ラ筆ヲ執ツテ御記シニナツタモノト思フノデアリマス、サウシテ時ノ国学者ニ御相談ニナツタモノト思フノデアリマス、サウシテ云フ書物ニモ收メテアルノデアリマス、井上大臣ハ国文ノ發達ト云フコトニハ最モ思ヲ凝ラセテ力ヲ致サレタトコロノ御方デアル、國ヲ憂フルト云フトコロノ至情ヲ以テ誠心誠意ニ仮名遣ニ就イテ御考ニナツタ次第デアルノデアル、ソレハ「問目一則」ト云フ文章ヲ見ルト云フト窺フコトガ出来ルト思ヒマス、此御意見ハ大体ニ於テ正鵠ヲ得テ居ルモノト信ズルノデアリマス、尚ホ文部省ヨリ致シマシテ嘗テ吏員ヲ派遣致シマシテ学校ニ就イテ仮名遣ノ成績ヲ調べタコトガアリマス、サウシテソレヲ版ニ致シマシテ嘗テ吏員ヲ派遣致ス、其印刷物ガ予備ガアリマセヌノテ今印刷中デ配付スルコトガ出来マセヌノハ残念デアリマスガ、次回迄ニハ御覽ニ入レヨウト思ヒマス、仮名遣ガ如何ナル程度マデ学生ノ頭脳ニ入ツテ居ルカト云フコトヲ調べタモノニアリマス、唯二三ノ例ヲ取摘ンデ申上ゲマシタナラバ斯ウ云フ結果ニナツテ居ル、ソレデ九州ノ熊本県ノ中学校デアリマス、余程立派ナ中学校デ

アリマス、其中學ノ二年生デアリマスガ、「ヲトトシ」ト云フ言葉ヲ仮名で書表ハサシメタ、「一昨年」ト書クノデハナイ、「ヲトトシ」ト仮名デ書イテ見ヨト云ウテ試験ヲサシタ、所ガ「十三人ダケハ「ヲ」ヲ正シク書キマシタ、アレハ「ワ」「ヰ」「ウ」「ヰ」「ヲ」ノ「ヲ」デナケレバナラヌノデアリマス、其「ヲ」ヲ書イタ者ガ百人ノ中十三人ニ過ギマセヌ、八十七人ハ誤ツタノデアリマス、ソレカラ顔ノ皺シニアリマス、是レモ簡単ナ言葉デアリマス、「シワ」ハ「ワ」ト書イテ「ハ」ト書イテハ往ケヌノデアリマス、彼ノ「ワ」ヲ誤マル者ガ百人ノ中三十九人アツタノデアリマス、頭ノ額^{ヒタヒ}デアリマス、「ヒタヒ」ノ終リニアリマス、ソレカラ顔ノ皺シニアリマス、アレハ「イ」デナクシテ「ヒ」ノスルトコロノ「ヒ」デアリマス、アレハ「イ」デナクシテ「ヒ」ノ字ヲ書カナケレバナラヌ、其「ヒ」ヲ書カナカツタ者ガ百人ノ中五十八人アリマス、又「急用」、極ク普通ノ語デアリマス、「急用」ヲ矢張仮名デ書カシタトコロガ百人ノ中百人トモ此「キフ」ト云フ仮名ヲ書クコトガ出来ナカツタノデアリマス、御承知ノ「急」ト云フ字ハ是レハ字音デアリマス、「キウ」ト書^{「チーチャー」}ト云フ字ヲ綴レナイ者ガドレダケアルカト思フト恐ラクハ中学二年ニナツテ「チーチャー」ト云フ綴リガ出来イテモ誤デアルシ、「キユウ」ト書イテモ往ケズ、「キフ」ト歴史的仮名遣ニ依ツテ書クヨリ外ハナイ、所ガ「キフ」ト書イタ者ガ百人ノ中一人モナカツタノデアリマス、又毎日親炙シテ居ル教師、其言葉ヲ仮名デ書カセマシタトコロガ、之レヲ本統ノ仮名遣ノ通り「ケウシ」ト書イタ者ガ百人ノ中八十一人ハ

誤ツテ十九人ノミガ「ケウシ」ト本統ノ仮名遣ヲシタ、ソレカラ御承知ノ東京高等師範学校ノ附屬小学校、アレハ先づ全国ノ模範小学校ニナツテ居ルノデアリマス、是レモ仮名遣ノ成績ヲ試験致シマシタ、其結果ヲ印刷シテ御配付スル積デアリマス、其試験ニ依リマスト云フト丁度尋常科ノ生徒ガ二百七十人、高等科ノ生徒ガ百五十六人ニ就イテ試験ヲ致シタノデアリマス、其成績ヲ見マスルト「オホキナ」ト云フ言葉ヲソレヲ仮名デ正シク書クコトノ出来ナカツタ者ガ尋常科ノ生徒百分比例デ百人ノ中二十八人アリマシタ、又高等科ニ於テハ四十二人書クコトガ出来ナカツタ、ソレカラ「絵」デゴザイマス、「絵」ハ「エ」ト書カネバナラヌノガ、ソレヲ書クコトノ出来ナカツタ者ガ尋常科ニ於テ百人ノ中四十人、高等科ニ於テ三十八人アツタノデアリマス、ソレデ斯ウ云フ現象ト云フモノハ若シ西洋デアツタナラバドウカト考ヘテ見マスルニ西洋ノ中学二年デアツテ教師ト云フ「チーチャー」ト云フ、其「チーチャー」ト云フ字ヲ綴レナイ者ガドレダケアルカト思フト恐ラクハ中学二年ニナツテ「チーチャー」ト云フ綴リガ出来ヌモノハ殆ド一人モナイダラウ、或ハ良イ学校デアツタナラバニ致シマシテモ二年生ニモナツタナラバ「チーチャー」位ノ字ヲ綴レヌコトハナイダラウ、又日本ノ中学生ニ致シマシテ、其生徒ガ普通ノ「絵」ト云フ字、西洋ノ「ピクチュア」ト

云フ字デモ或ハ「大キイ」ト云フ西洋語デモ書キ得ナイ者ガドレダケアリマセウカ、恐ラクハ極メテ少數デソソナ字ハモウ

小学ヘ入ツテ二三年経ツタナラバ間違ヘズニ綴レルダラウト

思フノデアリマス、然ラバ西洋ノ教育法ガ良クシテ本邦ノ教

育法が宜シクナイカ、ソレガ為ニ教授法ガ悪イカラ斯ウ云フ

仮名ガ書ケヌト云フ訳デアルカト思ヒマスルニサウデモナ

イ、是レハ矢張日本ノ仮名遣ト云フモノガ特別ニムヅカシイ

カラ書ケヌノデアラウト思フノデアリマス、唯仮名遣ノムヅ

カシイト云フコトヲ証明スル点ニナルダラウト思ヒマス、ソ

レデ高等師範附屬ノ成績ニ就イテ最モ奇ナル現象ガ一ツアリ

マスルガ、ソレハ魚ノ鰯デアリマス、アレハ「タヒ」ト書カナ

ケレバナラヌ、「タヒ」ト云フノハ尋常一年ノ生徒ガソレヲ書

キマスル場合ニ誤ツタ者ガ八十七人アル、十三人ダケハ「タ

ヒ」ト書イタノデアリマス、所ガ八年ノ教育ヲ経タモノ高等

四年ノ生徒ニ書カシメタ結果ハ百人ガ百人「タヒ」ト綴レ得タ

モノハナカツタノデアリマス是亦ドウ云フ訳デアルカ、マル

デ事実顛倒スルヤウナコトデアリマスガ、是レハ説明ガ容易

イト思フ、即チ尋常一年デハ書物ニ仮名デ「タヒ」トアルノデ

ス、或ハ先生ガ殊更ニ教ヘタトカ、兎ニ角仮名バカリデヤル

時代デアリマスカラ「タヒ」ト云フ言葉ヲ先ヴ少數ナガラ書キ

得タノデアリマス、所ガ高等科ニナツテ見マスト始終漢字ヲ

使ツテ居ルカラ「タヒ」ナドト云フ字ハ仮名デ書カナイデ普通

ノ漢字ヲ以テ書クコトニナツテ居リマスカラソレデ「タヒ」ノ
仮名遣ヲ忘却シタモノダラウト思ヒマス、(後略)

〔付〕

明治四十一年九月
文部省訓令第十号

小学校令施行規則中教

授用仮名及び字体、字音仮名遣並びに漢字に関する規定削除の趣旨

文部省訓令第十号

北海道府県

明治四十一年九月七日 文部大臣 小松原英太郎

今般文部省令第二十六号ヲ以テ小学校令施行規則中ニ改正ヲ加ヘ小学校ニ於テ教授ニ用フル仮名及其ノ字体、字音仮名遣並ニ漢字ニ関スル規定ヲ削除セリ

仮名ハ大体ニ於テ從来ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルモ尚普通ニ行ハル、変体仮名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ漢字ノ數モ亦義務教育延長ノ結果相当ノ増加ヲ要ス是レ仮名及其ノ字体並ニ漢字ニ關スル規定ヲ削除シタル所以ナリ又字音仮名遣ハ当初改正ノ際ハ児童ヲシテ国語學習上ニ於ケル困難ヲ避ケシメントスル趣旨ニ出テタルモノナレトモ実施ノ結果ニ鑑ミ予期ノ目的ニ副フコト能ハサルヲ認メタルヲ以テ今回国定教科用図書改正ノ時期ニ迫レルヲ機トシ之ヲ廢止セリ惟フニ仮名遣ハ時勢ノ進歩ニ伴ヒ整理ヲ要スヘキコト勿論ナリト雖尚益々慎重ナル研究ヲ積ミ以テ其ノ目的ヲ達センコトヲ期ス

省令改正ノ結果字音仮名遣ハ小学校ニ於テモ他ノ学校ニ於ケルカ如ク古來慣用ノ例ニ依ルヘク教科用図書亦之ニ依リテ編纂セラルヘシ然レトモ字音仮名遣ノ為徒ニ国語ノ學習ヲ難渋

ニシ児童ノ心神ヲ過労セシムルカ如キハ務メテ之ヲ過ケサルヘカラサルヲ以テ敢テ繩墨ニ拘泥スルヲ要セス便宜從前ノ仮名遣ヲ許容スル等取捨其ノ宜シキニ從ヒ適當ノ教授ヲ施サンコトヲ要ス

地方長官ハ事ニ児童ノ教育ニ當ル者ヲシテ克ク此ノ意ヲ体シ以テ省令改正ノ趣旨ヲ貫徹セシメンコトヲ努ムヘシ

六 臨時国語調査会 仮名遣改定案

六八

現今わが国に行われている国語および字音の仮名遣は、これを学ぶのに一方ならぬ苦心を要し、しかもあやまりなくつかいこなすことが、なかなか困難である。わが国民は、すでに漢字に苦しんでいるのに、そのうえ、むずかしい仮名遣とゆう重荷を負うてはいる。本会がさきに常用漢字を公にし、さらには、文字の使用を容易にして国民教育の発達と国家文運の進展を促そうとするためである。

凡例

- 一、本案ハ大体東京語ノ発音ニヨリ、ナオ地方ニオケルモノヲモ考慮シテ整理シタノデアル。
- 二、本案ハ主トシテ現代文(口語、文語トモ)ニ適用スル。
- 三、固有名詞オヨビソノ他特殊ナ事情ノアルモノハ、シバラク從前ノ通トスル。タゞシナルベク本案ノ仮名遣ニヨル。
- 四、外国語ノ表記ハ別ニ定メル。

国語の表記に関する通則

- 第一条 国語の拗音を書くには や、ゅ、よ を右側下に細書する。
たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第二条	国語の促音を書くには つ を右側下に細書する。
第三条	たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。
第四条	国語の ア。列長音は ア。列の仮名に あ をつけて書く。
第五条	国語の イ。列長音は イ。列の仮名に い をつけて書く。
第六条	国語の ウ。列長音は ウ。列の仮名に う をつけて書く。
第七条	国語の オ。列長音は オ。列の仮名に オ をつけて書く。
第八条	国語の ア。列拗音の長音は ア。列拗音の仮名に あ をつけて書く。
第九条	国語の ウ。列拗音の長音は ウ。列拗音の仮名に う をつけて書く。
第十条	国語の オ。列拗音の長音は オ。列拗音の仮名に オ をつけて書く。
注意一	外國語の拗音促音の書き方には通則第一条第二条を適用する。

注意一 外国語の長音は通則第三条以下の場合の「あ」「い」

「う」のかわりに「ー」をつけて書く。

国語仮名遣改定案

第一 あ、ゑ、をはい、え、おに改める。たゞし助詞のをを除く。

例

一 あをいに改めるもの

いど(井戸) いのしょ(猪) くわい(慈姑)

まいる(参る) いる(居る)

二 爰をえに改めるもの

こえ(声) つえ(杖) すえ(末)

うえる(植ゑる) すえる(据ゑる)

たゞし、酔ふ(ゑふ) はよう(に改める。

三 ををおに改める

おかげ(桶) おか(岡) うお(魚)

おどる(踊る) おしえる(教へる)

しおれる(萎れる) おかしい(をかしい)

おしい(惜しい) あおい(青い)

ぢ、づはじ、ずに改める

第一 例

一 ぢをじに改めるもの

くじら(鯨) ふじ(藤) わらじ(草鞋)

ねじる(捻ぢる) はじる(恥ぢる) よじる(擎ぢる)
づをずに改めるもの
うずら(鶴) うず(渦) みず(水) ゆづる(譲る)

うづめる(埋める) さづける(授ける)
めずらしい(珍らしい) はずかしい(恥かしい)
しづかに(静かに) まず(先)

第三 わに発音されるははわに改める。たゞし助詞のはを除く。

例

かわら(瓦) かわ(河) にわ(庭) あらわす(著す)
まわる(廻る) こわれる(毀れる) あらわぬ(洗はぬ)
きらわぬ(嫌はぬ) さそわぬ(誘はぬ)
かわいらしい(かはいらしい) くわしい(委しい)

けわしい(険しい)

にわかに(俄かに) すなわち(則)

いに発音されるひはいに改める。

第四

うぐいす(鶯) たい(鰐) はい(灰)

ついやす(費す) たいらげる(平げる)

ならいます(習ひます) わらいます(笑ひます)

まいります(舞ひます)

ちいさい(小さい) こいしい(恋しい) ついに(遂に)

第五 おに発音される ふはおに改める。

例

あおい(葵)『

あおる(爛)『 あおぐ(仰ぐ) たおす(倒す)

第六 うに発音される ふはうに改める。

例

あらう(洗ふ) まう(舞ふ) やとう(傭ふ)』

あやうい(危い)

第七 えに発音される へはえに改める。たゞし助詞の
へを除く。

例

かえる(蛙) いえ(家) まえ(前) かえる(帰る)

さえずる(囁く) そもそも(誘く) ひろえ(拾く)』

さえ(助詞、もく)

第八 おに発音される ほはおに改める。

例

いきおい(勢) かお(顔) しお(塩)』

なおす(直す) におう(匂ふ) なお(猶)

第九 ウ列長音に発音される くふ、すふ、ぬふ、づふ、ゆふ、
るふの類のふはうに改める。

例

べう(食ふ) すう(吸ふ) むう(縫ふ)』

おぶう(負ふ) ゆう(結ふ) くるう(狂ふ)

ゆうだち(夕立)
たゞし ュの長音に発音される いふ(吾) は ゆう
に改める。

第十 オ列長音に発音される おふ、そふ、のふ、もふ、よふ、
るふの類のふはうに改める。

例

うけおう(請負ふ) あらそう(争ふ)』

きのう(昨日) おもう(思ふ)』

まよう(迷ふ) ふくろう(梟)』

第十一 オの長音に発音される はう、オ列長音に発音され
る わう、あふ、おほはおうに改める。

例

あおう(逢はう) かおう(買はう) まおう(舞はう)』

こおう(強う) しおう(肴う)』

わうをおうに改めるもの
よおう(弱う)

一 はうをおうに改めるもの

あおう(逢はう) かおう(買はう) まおう(舞はう)』

二 わうをおうに改めるもの
よおう(弱う)

三 あふをおうに改めるもの
おうき(扇) おうち(棟)

四 おほをおうに改めるもの
おうかみ(狼) おうやけ(公)』

しおうせる(為遂せる)』

おうい(多い) おうきい(大きい)

第十一 オ。列長音に発音される かう、こほはこうに、がうはごうに改める。

例

一 かうをこうに改めるもの

こうがい(笄) こうじ(翫) こうべ(神戸)』

れいこう(咲かう) あいこう(聞かう)』

こうばしい(かうばしい)』

あこう(赤う) やこう(近う) こう(斯う)

二 こほをこうに改めるもの

こうり(氷) こうろき(螽斯) とこう(滯る)

三 がうをごうに改めるもの

いそごう(急がう) なごう(長う)

第十三 オ。列長音に発音される さうは そうに改める。

例

はなそう(話さう) かえそう(返さう)

やらそう(散らさう)』

あそそう(浅う) くそそう(臭う) そそう(然)

第十四 オ。列長音に発音される たう、とほ、とをは どうに改める。

例

たうをとうに改めるもの

とうげ(峠) たとうがみ(畳紙)』 うとう(打たう)

かとう(勝たう) たとう(立たう)』

いとう(痛う) かとう(堅う) つめとう(冷たう)

とほをとうに改めるもの

とうる(通る) とうい(遠い)

とをとうに改めるもの

とう(十)

第十五 オ。列長音に発音される なうは のうに改める。

例

しのう(死なう) あぶのう(あぶなう)

第十六 オ。列長音に発音される はう、はふ、ほほは ほうに、ぼうは ぼうに、ぱうは ぱうに改める。

に、ぼうは ぼうに、ぱうは ぱうに改める。

例

はうをほうに改めるもの

ほうき(箒) ほうむる(葬る)

はふをほうに改めるもの

ほうる(投る)

ほほをほうに改めるもの

ほうずき(酸漿) ほう(頬) ほうのき(朴木)

四 ぼうをぼうに改めるもの

あそぼう(遊ぼう) とぼう(飛ぼう)

はこぼう(運ぼう)

いのろう(祈らう) かえろう(帰らう)
とうろう(通らう)』

くろう(暗う)

からう(辛う)

あるう(粗う)

ぱうをぼうに改めるもの

すつぱう(すつぱう 酸)

第十七 オ列長音に発音される まう、まふはもうに改め

る。

例

一 まうをもうに改めるもの

もうける(儲ける) もうす(申す)』

あゆもう(歩まう) やすもう(休まう)

たのもう(頼まう) あもう(甘う) セもう(狭まう)

二 まふをもうに改めるもの

すもう(角力)

第十八 オ列長音に発音される やう、よほはよう に改め
る。

改める。

例

一 やうをよう に改めるもの

ようか(八日) よう(早う) ようやく(漸く)

二 よほをよう に改めるもの

もようす(催す)

第十九 オ列長音に発音される らうはろう に改める。

例

おうきゅう(大きう)
例

第二十一 ウ列拗音の長音に発音される しうはしゅうに

改める。

しゅうと(舅) しゅうとめ(姑)』

あたらしゅう(新しう) かなしゅう(悲しう)』

すゞしゅう(涼しう)

第二十二 オ列拗音の長音に発音される けふはきょうに

改める。

例

きょうう(今日)

第二十三 オ列拗音の長音に発音される せうはしょうに

改める。

例

まいりましょう(参りませう)

そうでしょう(さうでせう)

新旧仮名遣対照表

注意 固有名詞およびその他用例の稀なものは改定案から除いた。しかしそれらはすべて本表によつて類推することができる。

づぢほへふひは ふゑゐ を	旧 仮 名 遣
すじおえういわ	発 音
すじおえういわ	新仮名遣

ひにちじしい いいいいい	旧 仮 名 遣
ひにちじしい いいいいい	發 音
ひにちじしい いいいいい	新仮名遣

三

日	仮	名	遣	發	音	新 仮 名 遣
くふ すふ ぬふ ぶふ ゆふ るふ						
あう あふ おふ	あう あふ おふ	あう あふ おふ	あう あふ おふ	おう	おう	おう
四	四	四	四	四	四	四
らう やう まう よほ るふ	らう やう まう よほ るふ	らう やう まう よほ るふ	らう やう まう よほ るふ	おう	おう	おう
うう よう もう ぼう ほう ほう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう	うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう	うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう	うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう うう よう もう ぼう ぼう ぼう のう のう	おう	おう	おう

旧 仮 名 遣	六
發 音	
新仮名遣	
れめペベヘねてぜげけう うううううううううう でう けふ	きう しいう じう ちう にう ひう びう みう りう りふ

旧 仮 名 遣	五
發 音	
新仮名遣	
りみびひによくちようじよう ようようようようようよう りみびひによくちようじよう ようようようようようよう	きゆう しゆう じゆう ちゆう にゆう ひゆう びゆう みゆう りゆう りゆう

字音の表記に関する通則

第一条 字音の拗音を書くには や、ゆ、よ を右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。
第二条 字音の促音を書くには つ を右側下に細書する。

たゞし特別の場合にかぎり細書せずとも差支ない。

第三条 字音の ウ。列長音は ウ。列の仮名に う をつけて書く。

第四条 字音の オ。列長音は オ。列の仮名に う をつけて書く。

第五条 字音の ウ。列拗音の長音は ウ。列拗音の仮名に う をつけて書く。

第六条 字音の オ。列拗音の長音は オ。列拗音の仮名に う をつけて書く。

第七条 左の如き語は発音のまゝに書く。

一辺	法被	十方	天皇	三位	銀杏
いづ。	じづ。	べん。	てんのう。	さんみ。	ぎんなん。

二 いふ を ゆう に改めるもの

邑 ユウ
揖 ユウ

第六 オ列長音に発音される あう、わう、あふ、おふは おう
に改める。

例

一 あう を おう に改めるもの

鶯 アウ
桜 オウ
鷗 アウ
央 オウ
奥 アウ

二 わう を おう に改めるもの

往 オウ
王 オウ
旺 オウ
皇 オウ
凰 オウ

三 あふ を おう に改めるもの

凹 オウ
押 アフ
鳴 アフ

四 おふ を おう に改めるもの

凹 オウ
押 アフ
鳴 アフ

第七 オ列長音に発音される かう、くわう、かふ、こふは こう に改める。

例

一 かう を こう に改めるもの

航 カウ
好 カウ
幸 カウ
効 カウ
江 カウ
降 カウ
校 カウ
行 カウ
慷 カウ

二 くわう を こう に改めるもの

宏 クワウ
紜 クワウ
光 クワウ
広 クワウ
黄 クワウ
皇 クワウ
惶 クワウ

三 ざう を ぞう に改めるもの

造 ザウ
藏 ザウ
象 ザウ
像 ザウ
挿 サフ
騷 サウ
争 サウ
桑 サウ
喪 サウ
葬 サウ
曹 サウ
壯 サウ
操 サウ

四

ざふをぞうに改めるもの

雜^{ゾウ}
ザ

第九
オ列長音に発音される たう、たふはとうに、だう、
だふはどうに改める。

例

一

たうをとうに改めるもの

刀^{トウ}
タウ

湯^{トウ}
タウ

答^{トウ}
タウ

踏^{トウ}
タウ

道^{トウ}
タウ

たふをとうに改めるもの

島^{トウ}
タウ

桃^{トウ}
タウ

討^{トウ}
タウ

稻^{トウ}
タウ

搭^{トウ}
タウ

棠^{トウ}
タウ

納^{トウ}
タウ

だうをどうに改めるもの

打^{トウ}
タウ

例

二

たうをとうに改めるもの

悼^{トウ}
タウ

糖^{トウ}
タウ

禱^{トウ}
タウ

當^{トウ}
タウ

橙^{トウ}
タウ

湯^{トウ}
タウ

陶^{トウ}
タウ

稻^{トウ}
タウ

搭^{トウ}
タウ

棠^{トウ}
タウ

納^{トウ}
タウ

だうをどうに改めるもの

道^{トウ}
タウ

搭^{トウ}
タウ

棠^{トウ}
タウ

納^{トウ}
タウ

だうをどうに改めるもの

打^{トウ}
タウ

たうをとうに改めるもの

一

はう

を

ほう

に改めるもの

報^{ホウ}
ハウ

邦^{ホウ}
ハウ

宝^{ホウ}
ハウ

方^{ホウ}
ハウ

包^{ホウ}
ハウ

保^{ホウ}
ハウ

褒^{ホウ}
ハウ

る。

た

じ

蘇^{ホウ}
ス

枋^{ホウ}
カ

はう

を

おう

に改め

二

はふ

を

ほふ

を

ほう

に改めるもの

法^{ホウ}
ハウ

暴^{ホウ}
ハウ

冒^{ホウ}
ハウ

坊^{ホウ}
ハウ

房^{ホウ}
ハウ

亡^{ホウ}
ハウ

望^{ホウ}
ハウ

膨^{ホウ}
ハウ

三

ばう

を

ぼう

に改めるもの

乏^{ボウ}
ボウ

暴^{ボウ}
ボウ

冒^{ボウ}
ボウ

坊^{ボウ}
ボウ

房^{ボウ}
ボウ

亡^{ボウ}
ボウ

望^{ボウ}
ボウ

膨^{ボウ}
ボウ

四

ぱふ

又

は

ぼふ

を

ぼう

に改めるもの

ぱふ

又

は

ぼふ

を

ぼう

に改めるもの

例

毛^{モウ}
マウ

孟^{モウ}
マウ

亡^{モウ}
マウ

妄^{モウ}
マウ

盲^{モウ}
マウ

望^{モウ}
マウ

網^{モウ}
マウ

毛^{モウ}
マウ

孟^{モウ}
マウ

亡^{モウ}
マウ

妄^{モウ}
マウ

盲^{モウ}
マウ

望^{モウ}
マウ

網^{モウ}
マウ

毛^{モウ}
マウ

孟^{モウ}
マウ

亡^{モウ}
マウ

妄^{モウ}
マウ

盲^{モウ}
マウ

望^{モウ}
マウ

網^{モウ}
マウ

毛^{モウ}
マウ

孟^{モウ}
マウ

亡^{モウ}
マウ

妄^{モウ}
マウ

盲^{モウ}
マウ

望^{モウ}
マウ

網^{モウ}
マウ

例

第十一
オ列長音に発音される なう、なふはのうに改める。

第十一
オ列長音に発音される まうはもうに改める。

例

一

やう

を

よう

に改めるもの

羊^{ヨウ}
ヤウ

洋^{ヨウ}
ヤウ

樣^{ヨウ}
ヤウ

陽^{ヨウ}
ヤウ

楊^{ヨウ}
ヤウ

えう

を

よう

に改めるもの

要^{ヨウ}
エウ

曜^{ヨウ}
エウ

遙^{ヨウ}
エウ

謡^{ヨウ}
エウ

夭^{ヨウ}
エウ

幼^{ヨウ}
エウ

杳^{ヨウ}
エウ

やう

を

よう

に改めるもの

なう

を

のう

に改めるもの

なふ

を

のう

に改めるもの

ぼう

を

ぼう

に改めるもの

ぼふ

を

ぼふ

に改めるもの

三 えふ を よう に改めるもの

葉 ヨウ
エフ

第十四 オ列長音に発音される らう、らふはろうに改める。

例

一 らう を ろう に改めるもの

老 ロウ
ラウ

勞 ロウ
ラウ

郎 ロウ
ラウ

廊 ロウ
ラウ

二 らふ を ろう に改めるもの

萬 ロウ
ラフ

臘 ロウ
ラフ

蠟 ロウ
ラフ

第十五 ウ列拗音の長音に発音される きう、きふはきゅうに、ぎうはぎゅうに改める。

例

一 きう を きゅう に改めるもの

休 キウ
キウ

丘 キウ
キウ

廡 キウ
キウ

臼 キウ
キウ

糾 キウ
キウ

久 キウ
キウ

柩 キウ
キウ

仇 キウ
キウ

二 きふ を きゅう に改めるもの

急 キフ
キフ

及 キフ
キフ

吸 キフ
キフ

級 キフ
キフ

泣 キフ
キフ

給 キフ
キフ

三 ぎう を ぎゅう に改めるもの

牛 ギウ
ギウ

第十六 ウ列拗音の長音に発音される しゅう、しふはしゅうに、じう、じふはじゅうに改める。

例

一 しゅう を しゅう に改めるもの

州 シユウ
シウ

修 シユウ
シウ

舟 シユウ
シウ

酋 シユウ
シウ

袖 シユウ
シウ

囚 シユウ
シウ

秀 シユウ
シウ

聚 シユウ
シウ

周 シユウ
シウ

就 シユウ
シウ

收 シユウ
シウ

輯 シユウ
シウ

臭 シユウ
シウ

秋 シユウ
シウ

第十七 ウ列拗音の長音に発音される ぢう、ぢふはじゅうに改める。

例

柔 ジユウ
ジウ

じふ を じゅう に改めるもの

獸 ジユウ
ジウ

十 ジユウ
ジウ

じふ を じゅう に改めるもの

拾 ジユウ
ジウ

じふ を じゅう に改めるもの

汁 ジユウ
ジウ

什 ジユウ
ジウ

じふ を じゅう に改めるもの

拾 ジユウ
ジウ

じふ を じゅう に改めるもの

拾 ジユウ
ジウ

第十八 ウ列拗音の長音に発音される ちう、ちふはじゅうに改める。

例

唇 チユウ
チウ

丑 チユウ
チウ

宙 チユウ
チウ

抽 チユウ
チウ

膏 チユウ
チウ

肘 チユウ
チウ

鑄 チユウ
チウ

脣 チユウ
チウ

脣 チユウ
チウ

第十九 ウ列拗音の長音に発音される びう、びふはじゅうに改める。

例

柔 ニユウ
ニウ

にふ を にゅう に改めるもの

入 ニユウ
ニウ

にふ を にゅう に改めるもの

第二十 ウ列拗音の長音に発音される しゅう、しふはじゅうに改める。

改める。

謬
ビュウ

例

第二十	ウ列拗音の長音に発音される りう、りふ はりゅう に改める。
一	りう を りゅう に 改めるもの
立 粒 笠	リュウ リュウ リュウ
留 柳 流	リュウ リュウ リュウ
二	りふ を りゅう に 改めるもの
立 粒 笠	リュウ リュウ リュウ
留 柳 流	リュウ リュウ リュウ
例	
第二十一	オ列拗音の長音に発音される きやう、けう、けふ はきょう に、ぎやう、げう、げふ はきょう に改める。
一	きやう を きょう に 改めるもの
杏 驚 狂 兄 競 鏡 強	キヨウ キヤウ キヨウ キヤウ キヨウ キヤウ キヨウ キヤウ
校 教 経 郷 講 鏡 強	キヨウ キョウ キヨウ キヤウ キヨウ キヤウ キヨウ キヤウ
二	けう を きょう に 改めるもの
喬 橋	キヤウ キョウ
三	けふ を きょう に 改めるもの
脅 協 夾 橋	キヨウ キョウ キヨウ キョウ
四	ぎやう を ぎょう に 改めるもの
仰 行 形 刑	ギョウ ギヤウ ギョウ ギヤウ

第二十二	オ列拗音の長音に発音される しゃう、せう、せふ は しよう に、じやう、ぢやう、ぜう、でう、でふ は じよう に改める。
一	しゃう を しよう に 改めるもの
相 正 商 詳 傷	ショウ シヤウ ショウ シヤウ ショウ シヤウ ショウ シヤウ ショウ シヤウ
二	せう を しようと に 改めるもの
唱 將 尚 聖 性	ショウ シヤウ ショウ シヤウ ショウ シヤウ ショウ シヤウ ショウ シヤウ ショウ シヤウ
三	せふ を しようと に 改めるもの
少 笑 招 烧 消 詔 小 省 章 草 生	ショウ セウ
四	じやう を じようと に 改めるもの
姿 捷 游 涉	シヨウ セフ
五	ぢやう を じようと に 改めるもの
場 常 上 情 净 状 讓 成 城	ジヨウ デヤウ ジヨウ ジヤウ
六	げふ を ぎようと に 改めるもの
業 堯 曙	ギョウ ギョウ ギョウ
七九	

六 ゼウをじょうに改めるもの

擾 ジョウ

餓 ジョウ

條 ジョウ

例 ジョウ

でうをじょうに改めるもの

七 でうをじょうに改めるもの

嫋 ジョウ

置 ジョウ

兵 ヒョウ

評 ヒョウ

でふをじょうに改めるもの

八 でふをじょうに改めるもの

帖 ジョウ

町 チョウ

挺 チョウ

長 チョウ

腸 チョウ

第一二十三 オ列拗音の長音に発音されるちやう、てう、てふはちよう(トコロ)に改める。

第一二十三 オ列拗音の長音に発音されるちやう、てう、てふはちよう(トコロ)に改める。

例

一 ちやうをちよう(トコロ)に改めるもの

吊 チョウ

停 チョウ

提 チョウ

町 チョウ

挺 チョウ

長 チョウ

腸 チョウ

二 てうをちよう(トコロ)に改めるもの

鳥 チョウ

朝 チョウ

兆 チョウ

超 チョウ

調 チョウ

彫 チョウ

長 チョウ

腸 チョウ

三 てふをちよう(トコロ)に改めるもの

帖 チョウ

蝶 チョウ

牒 チョウ

鳥 チョウ

朝 チョウ

兆 チョウ

超 チョウ

調 チョウ

彫 チョウ

長 チョウ

腸 チョウ

第一二十四 オ列拗音の長音に発音されるねうはによう(トコロ)に改める。

改める。

例

尿 ニヨウ
饒 ニヨウ
遡 ニヨウ

第一二十六 オ列拗音の長音に発音されるみやう、めうはみよう(トコロ)に改める。

第一二十七 オ列拗音の長音に発音されるりやう、れう、れふはりよう(トコロ)に改める。

第二十五 オ列拗音の長音に発音されるひやう、へうはひよう(トコロ)に、びやう、べうはびよう(トコロ)に改める。

はづぢぐくをゑゐ わわ	旧 仮 名 遣
わづじがかおえい	發 音
わづじがかおえい	新 仮 名 遣

新旧仮名遣対照表

一	りやうをりように改めるもの
二	良量両亮領涼諒
三	れふをりように改めるもの 聊料了僚寮蓼涼諒
	猶レフリヨウ 蠶レフリヨウ れふリヨウ 聊リヨウ レウ 料リヨウ レウ 了リヨウ レウ 僚リヨウ レウ 寮リヨウ レウ 蓼リヨウ レウ 涼リヨウ リヤウ 諒リヨウ リヤウ

例

旧 仮 名 遣	發 音	新 仮 名 遣
きう きふ ぎう しゅ しふ じゅ じふ ちゅ ちふ にう にふ びう りう りふ	きゅう ぎゅう しゅう じゅう ちゅう にゅう びゅう りゅう	きゅう ぎゅう しゅう じゅう ちゅう にゅう びゅう りゅう
きやう けう ぎやう げう しゃう せう ぢやう ぜう ぢやう でう ぢやう てう ぢやう てふ	きょう ぎょう しよう きょう きょう きょう きょう	きょう ぎょう しよう きょう きょう きょう きょう
ひやう ねう ひやう へう ひやう ねう ひやう へう ひやう めう みやう めう りやう れう	じょう じょう じょう じょう じょう じょう じょう	じゅう じゅう じゅう じゅう じゅう じゅう じゅう

五

〔参考〕 仮名遣改定案について

臨時国語調査会 安藤 正次

一 改定の主旨

昨大正十三年十一月二十四日文部省で開かれた臨時国語調査会は、満場一致、仮名遣改定案を可決した。

仮名遣の改定は国語仮名遣字音仮名遣の両者にわたつてゐるが、その改定の主旨は、臨時国語調査会の発表した仮名遣改定案のはじめにある左記の文で明らかである。

〔仮名遣改定案〕前文の本文を省略)

右にも述べてある如く、国語および字音の仮名遣をあやまりなくつかいこなすとゆうことは、よほどむずかしいのであって、教育者も被教育者もこの点についてはつねに多大の苦痛を体験して來ているのである。しかも従来の仮名遣は、その標準が或過去の時代の言葉の書きあらわし方におかれており、その過去の時代の言葉の書きあらわし方は、それらの時代の発音を基礎としているのであるから、発音の習慣の変つて來ている後世の人々が、昔と同じように言葉を書きあらわそとしたところで、それは相当な苦心を重ね練習を積んだ上でなければ不可能である。器械的に昔の人々の書きあらわし方を覚えこみ、いわゆる仮名遣の規則を暗記しているのでなければ、その目的を達することが出来ない。文字を知り仮名を知つても、仮名遣の規則に縛られて言葉を書きあらわすに不便を感じ、しかも、その規則を覚えこむには多

大の苦心を要するとゆうことは、いかにも不合理であるといわなければならぬ。現代の言葉の書きあらわし方はよろしく現代の発音の上に標準をもとめるべきのである。文字を知り仮名を知り簡単な表記の通則を心得てさえいれば、どんなことでも自分の書こうとすることが書けるとゆうようにならなければ、教育上の効果も十分にあらわれないし、国民の精神上の負担も軽くならない。便不便とか、利不利とかゆうような実際問題をはなれて、単に学術上ばかりから考えて見ても、言語と文字、言葉と書きあらわし方との関係はそうゆう風でなければならないのである。仮名遣の改定が、教育上社会上の問題として取扱われるようになつたのは久しい以前からのことであるが、臨時国語調査会が、その成立の当初から、特にこの仮名遣の調査整理を重要な事項の一と認め、慎重審議の末ここに具体案を発表して、長い間の懸案を解決するに至つたのは、国家社会のために同慶の次第である。

二 整理の方針および適用の範囲

臨時国語調査会が仮名遣改定案を作成するに当つて、どうゆう方針によつたか、また改定仮名遣がいかなる範囲に適用されるかは、次の凡例に明らかである。

(凡例の本文を省略)

現代の仮名遣は、よろしく現代の言葉の発音に本ずいて定められるべきものであることは前に述べた通りである。しか

し、現代の発音を標準とするにしてもいづれの地方の発音を標準とするかが問題となるが、本案では大体東京語の発音を標準としているのである。たとえば「菓子」「煉瓦」の如き、地方によつては「くわし」「れんぐわ」と発音するところもあるが、東京では「かし」「れんが」と発音するのが常である。すなわち東京語ではくわ グ ウ ガ カ ガに発音されるから、それを標準にすれば字音仮名遣改定案第二条の通り、「くわ グ ウ ガ カ ガに改める」とゆうことになつて来る。しかも、それが東京語だけにおける発音であるとすれば考慮の余地もあるが、くわ グ ウ ガ カ ガとを区別して発音する地方と区別しない地方とは、これを全国的に見てほとんど相半するとゆう有様であるから、そうゆう地方的発音をも参考すると、右のような改定は、一そく理由の強いものとなるのである。他の種々の点の改定についても同様な注意が払われていることは言うまでもない。

改定仮名遣の適用範囲が現代文のすべてに及ぶべきのは当然である。口語と文語とで仮名遣がちがうとゆうような不統一は許さるべきでない。現代文でないもの、古文とか中古文とかゆう類のものを適用範囲外においているのは、それ等は過去の約束の下に書かれているので、強いてこれを現代の仮名遣で律するには及ばないからである。

凡例三の固有名詞およびその他特殊な事情のあるものとゆ

うのは、人名船舶名などの類や法令関係のもので容易に改められないものなどを含んでいる。

外国語の発音の書きあらわし方は国語字音の仮名遣と同様に取扱うことの出来ないものが少くないから、表記の通則以外の細目は別に規定することとなつていて。

三 国語の表記に関する通則

国語の表記に関する通則は、表記上の大体の規則を示したもので、その条文は左の如くである。

(通則第一条～第十条の本文を省略)

右の通則のうちで注意すべき点は、長音の表記に「い」の三つを用いる方法を採用したことである。長音を書きあらわすのに長音符(引音符)ーを用いるのも一つの方法であり、あいいうえおの五つを用いるのも一つの方法であるが、臨時国語調査会では、その長短得失を審議して、前記の方法を採用することにしたわけである。

四 国語仮名遣改定案

改定案の主文は左の如くである。

(国語仮名遣改定案第一～第二十三の本文を省略)

右の改定は主として発音通りに書きあらわすこと目的とし、またその主旨の徹底を期したものであるから、たゞ二三の点だけについて説明を加えておく。

助詞のを、は、へを除外して、この三つだけをもとの仮名

遣通りに書くことにしたのは、不徹底の嫌はあるが、この三つの助詞だけは、一般の人々との親しみのことについもので、これをお、わ、えと書くと奇異の感じをいだく人が多いから、急激な変化を避ける意味で、これだけを除外例としたのである。

「ゐ、ゑ、を(助詞「を」を除く)をい、え、おと書くことに改めたのは、現代の標準的発音では、ゐ、い、ゑ、え、を、おの区別が失われて、すべてい、え、お、に発音されるようになつてゐるからである。助詞の「を」に除外例を認めたのも、助詞の「を」がもとのまゝに発音されているからとゆうのではない。

「ぢ、づをじ、づに改めることにしたのも、これを全国的に見て、ぢ、じ、づ、ぢ、づを区別して発音する地方とじ、づに発音する地方とが相半していて、しかも東京語ではそれがじ、づの発音になつてゐるからである。もつとも、東京語の発音については学者の間に異論もあるけれども、統一上からじ、づの方に一定することになつたのである。

五 字音の表記に関する通則

字音の表記に関する通則も、大体において国語の表記に関するものと同様ではあるが、両者の間に幾分かの出入もあるから、全文を次にかゝげる。

(通則第一条～第七条の本文を省略)

右のうちで特に注意すべきのは第七条の規定である。「銀杏」「天皇」はおもじへ「あんなん」「てんのう」と発音されるのに、「杏」の音が「あん」「皇」の音が「おう」(従来の字音仮名遣にしたがえば「おう」)であるからとゆうのでは、これを「あんあん」「てんおう」と書くが如きは不合理でもあり無意味でもある。

「れらは、よくしく発音のまゝに「あんなん」「てんのう」の如く書くのがよい。本条の精神はそんにあるのである。

六 字音仮名遣改定案

字音仮名遣改定案の本文は左の如くである。

(字音仮名遣改定案第一～第11十七の本文を省略)

〔付一〕 大正十五年五月 臨時国語調査会 外国語の写し方(仮名遣改定案補則)
当字の廃棄と外国語の写し方
臨時国語調査会
仮名遣改定案補則は外国語の写し方を規定したものであるが、一体外国语の表記については根本的にひろくこれを調査する必要があるけれども、それは他日に譲り、日常一般に用ひられて居る日本化した外国语の写し方が現在はなほだ区々になつて居てしまふとに不便であるから、委員会においてこれを行つて居たところに統一あることとしたのである。

1、従来ヰ、ヰ、ヰで書かねばならぬてゐる左の類の語はウイで書く。

例

ショーワインドー	Show-Window
スウィッチ	Switch
サンドウイッチ	Sandwich
スイートピー	Sweet-pea

11、従来ヰ、ヰ、ヰで書かねばならぬてゐる左の類の語はウイで書く。

例

ウヨルカム

Welcome

〔付〕 昭和六年五月 臨時国語調査会 仮名遣改定案に関する修正

常用漢字表及仮名遣改定案に関する修正

臨時国語調査会幹事 保科孝一

臨時国語調査会はさきに発表した常用漢字表および仮名遣改定案に対し、多少修正を加える必要あるを認め、先般來調查中のところ、今回その成案を得て左のとく決定、去る五月八日会長より文部大臣にあてこれを報告した。

常用漢字表に関する修正(省略)

仮名遣改定案に関する修正

一、国語仮名遣改定案第二に左のたゞし書を加える。

たゞし

(1) 一語の連合によつて生じた「めい」「う」はもとのまゝ。

例 はなぢ(鼻血) もらいぢぢ(もらい乳)

ひぢりめん(緋縮纏) ちかぢか(近々) たぢな(手綱)

みかづき(三日月) かなづち(鉄槌) つねづね(常々)

まなづる(真鶴) ぬまづ(沼津)

(2) 同音の連呼によつて生じた「めい」「う」はもとのまゝ。

例 ちぢみ(縮) わぢむ(縮) あぢに(千々に)

つづみ(鼓) つづら(葛籠) つづく(続)

一、字音仮名遣改定案第三に左のたゞし書を加える。

たゞし

(1) 連声によつて濁る「智」「茶」「中」「通」等はもとのまゝ。

例 さるぢえ(猿智慧) わるぢえ(惡智慧)

はぢやや(葉茶屋) ちやのみぢやわん(茶飲茶碗)

れんぢゆう(連中) くにぢゆう(國中)

ゆうづう(融通) じんづうりき(神通力)

(2) 嘎音によつて濁る「地」「治」はもとのまゝ。

ぢぬし(地主) きぬぢ(絹地) ゃらう(治郎)

せいぢ(政治)

理由

先きに大正十三年十二月本会より仮名遣改定案を発表して世の批判を求めたが、その結果一定の字音や国語に限り、清濁及び連呼の関係上ジ・ヂ・ヅ・ヅの用法は従前の通にありたいとゆう希望の多いのに考慮して、こゝにしばらく右に関する除外例を設けることにしたのである。

(常用漢字表に関する修正についての説明を省略)

つぎに仮名遣改定案は大正十三年十二月に発表して社会の批判を求めたのであるが、この結果「智」「茶」「中」「通」等の如き字音で、単独では清音に言ふあらわされるのに、「猿智慧」「葉茶屋」「連中」「融通」の様に熟語を構成すると、連声によつて濁音になる、又「治」や「地」は漢音では清音、呉音では濁音に言ふあらわされる。此の如く清音の時は「チ」「ツ」で濁音の時

は「ジ」「ズ」と書きあらわすことは連想上面白くないとゆう意見がなかなか多い。又国語においても「鶴」が真鶴となるとマナヅル、「綱」が手綱となるタズナ、「血」が鼻血となるハナジ、「近」が手近となるテジカとなるのも連想上やはり面白くない。同音同語の連呼される場合、たとえば「続々」「鼓」「縮む」「散り／＼」「月々」等がツズク・ツズミ・チジム・チリジリ・ツキズキと書くことも面白いから、これは除外例として従前の通に書くがよいとゆう意見を抱く人も少なくない。もちろん感情問題ではあるけれども、現在の如き過渡時代においては止むを得ないこととして、以上の如き特殊の場合に限りしばらくこれを除外例として取扱うこととしたのである。

七 昭和十七年七月 新字音仮名遣表
国語審議会

一、本表は大体現代における標準的発音によつて整理したものである。

一、本表は字音を書き表はすすべての場合に用ひることを原則とするが、原文の仮名遣による必要のあるもの、またはこれを変更しがたいものは除外する。

一、本表は今後各官庁および一般社会において使用せらるべき字音仮名遣の基準を示したものである。

(備考)

一、字音のウ列長音はウ列の仮名に う をつけて書く。

一、字音のオ列長音はオ列の仮名に う をつけて書く。

一、字音のウ列拗音の長音はウ列拗音の仮名に う をつけて書く。

一、字音のオ列拗音の長音はオ列拗音の仮名に う をつけて書く。

一、字音の拗音は必要のある場合にかぎり や、ゆ、よ を右側下に細書する。

一、字音の促音は必要のある場合にかぎり つ を右側

下に細書する。
一、字音か否か明らかでないものは字音の例に準じて書く。

新旧字音仮名遣対照表

旧 仮 名 遣	発 音	新仮名遣
あ ウ オ エ イ	あ ウ オ エ イ	あ ウ オ エ イ
づ ジ ガ カ オ	づ ジ ガ カ オ	づ ジ ガ カ オ

二

旧 仮 名 遣	発 音	新仮名遣
い う	い ふ	い ふ
ユ ー		
ゆ う		

旧 仮 名 遣	發 音	新仮名遣
りふ	きふ	きふ
にふ	じふ	じふ
リビニチ ユユユユ	ジ ユ	シギキ ユ
ーーーー	ーーーー	ーーーー
りゆう	きゆう	きゆう
びゆう	ぎゆう	ぎゆう
ちゆう	しゆう	しゆう
じゆう	きゅう	きゅう
ちゆう	きゅう	きゅう
にゆう	ぎゅう	ぎゅう
ゆう	しゅう	しゅう

新仮名遣	旧仮名遣
おう	あう
こう	かう
ごう	がう
ぞう	ざう
とう	たう
のう	なう
ぼう	ばう
もう	まう
よう	やう
ろう	らう
オ	オ
コ	コ
ゴ	ゴ
ソ	ソ
トゾ	トゾ
ド	ド
ノ	ノ
ボ	ボ
モ	モ
ヨ	ヨ
ロ	ロ

第

ゐ、ゑをはいえおとする。

新字音仮名遣表

—

五

九〇

第六

オ列長音に発音される かう、くわう、かふ、こふは
こうとし、がう、ぐわう、がふ、ごふは どうとする。

例

一 かう を こう とするもの	好 ゴウ カウ	幸 ゴウ カウ	慷 ゴウ カウ	交 ゴウ カウ	向 ゴウ カウ	看 ゴウ カウ	香 ゴウ カウ
二 くわう を こう とするもの	光 ゴウ クワウ	荒 ゴウ クワウ	宏 ゴウ クワウ	絢 ゴウ クワウ	江 ゴウ カウ	講 ゴウ カウ	
三 かふ を こう とするもの	甲 ゴウ カフ	岬 ゴウ カフ	閻 ゴウ カフ	廣 ゴウ クワウ	降 ゴウ カウ	高 ゴウ カウ	
四 こふ を こう とするもの	劫 ゴウ フ	郷 ゴウ ガウ	強 ゴウ ガウ	惶 ゴウ クワウ	行 ゴウ カウ	航 ゴウ カウ	
五 かふ を こう とするもの	轟 ゴウ グワウ	轟 ゴウ グワウ	豪 ゴウ ガウ	鶴 ゴウ ガウ	黄 ゴウ クワウ	康 ゴウ カウ	
六 ぐわう を どう とするもの	合 ゴウ ガフ	号 ゴウ ガウ	号 ゴウ ガウ	劫 ゴウ フ	岬 ゴウ カフ	宏 ゴウ クワウ	皇 ゴウ クワウ
七 ごふ を どう とするもの	劫 ゴウ フ	を ゴウ フ	を ゴウ フ	を ゴウ フ	を ゴウ フ	絢 ゴウ クワウ	
八 ごふ を どう とするもの	業 ゴフ フ	を ゴフ フ	を ゴフ フ	を ゴフ フ	を ゴフ フ	江 ゴウ カウ	

第七

オ列長音に発音される さう、さふは そう とし、さ
う、さふは ぞう とする。

例

一 さう を そう とするもの	掃 ソウ サウ	壯 ソウ サウ	插 ソウ サフ	葬 ソウ サウ	双 ソウ サウ	爪 ソウ サウ	相 ソウ サウ
二 さふ を そう とするもの	操 ソウ サウ	早 ソウ サウ	草 ソウ サウ	驅 ソウ サウ	相 ソウ サウ	曹 ソウ サウ	
三 ざふ を ぞう とするもの	造 ソウ ザウ	藏 ソウ ザウ	像 ソウ ザウ	轟 ソウ グワウ	轟 ソウ グワウ	倉 ソウ サウ	
四 ざふ を ぞう とするもの	雜 ソウ ザフ	象 ソウ ザウ	像 ソウ ザウ	桃 ソウ タウ	刀 ソウ タウ	争 ソウ サウ	
第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五	第五
第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六	第六
第七	第七	第七	第七	第七	第七	第七	第七
第八	第八	第八	第八	第八	第八	第八	第八
第九	第九	第九	第九	第九	第九	第九	第九
第十	第十	第十	第十	第十	第十	第十	第十
十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一	十一
十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二	十二
十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三	十三

第九
道 ドウ 堂 ドウ 糜 ドウ 葡 ドウ
オ列長音に発音される なう、なふは のう とする。
例

- 一 なう を のう とするもの
二 なふ を のう とするもの
三 懶 ノウ 脑 ノウ 納 ノウ 囊 ノウ

第十
オ列長音に発音される はう、はふ、ほふは ほう と
し、ほう、ばふ、ぼふ は ぼう とする。

例

- 一 はう を ほう とするもの
二 はふ または ほふ を ほう とするもの
三 法 ホウ 邦 ホウ 宝 ホウ 方 ホウ 包 ホウ 保 ホウ 褒 ホウ

- 一 はう を ほう とするもの
二 はふ または ほふ を ほう とするもの
三 暴 ボウ 冒 ボウ 坊 ボウ 房 ボウ 亡 ボウ 望 ボウ 膨 ボウ
四 ばふ または ほふ を ほう とするもの
乏 ボウ

第十一
オ列長音に発音される まうは もう とする。

例

- 毛 モウ 孟 モウ 亡 モウ 妄 モウ 盲 モウ 望 モウ 網 モウ

第十二
オ列長音に発音される やう、えう、えふは よう と
する。

例

- 道 ドウ 堂 ドウ 糜 ドウ 葡 ドウ

- やう を よう とするもの
えう を よう とするもの
えふ を よう とするもの

楊 ヨウ

- 羊 ヤウ 洋 ヤウ 様 ヤウ 陽 ヤウ

楊 ヨウ

- 要 ヨウ 曜 ヨウ 遙 ヨウ 詞 ヨウ 幼 ヨウ

天 エウ 杏 ヨウ

第十三

オ列長音に発音される らう、らふは ろう とする。

例

- 一 らう を ろう とするもの
二 らふ を ろう とするもの
老 ロウ 劳 ロウ 郎 ロウ 廊 ロウ

- 脢 ロウ 腮 ロウ 蟻 ロウ

第十四
ウ列拗音の長音に発音される きう、きふは きゅう
とし、ぎうは ぎゅう とする。

例

- 一 きう を きゅう とするもの
二 きふ を きゅう とするもの
休 キウ 丘 キウ 白 キウ 紾 キウ 久 キウ 枷 キウ 仇 キウ

- 求 キウ 泣 キウ 紿 キウ 給 キウ

三 きゅう を めゅう とするもの

牛 ギュウ
ギュウ

第十五 ウ列拗音の長音に発音される しゅう、しふは しゅう とし、じゅう、じふ、ぢゅうは じゅう とする。

例

一 しゅう	を	しゅう	と	するもの
修	舟	囚	秀	就
州	洲	袖	周	週
拾	執	集	襲	習
柔	柔	柔	柔	柔

四 じふ	を	じゅう	と	するもの
拾	執	集	襲	習
柔	柔	柔	柔	柔
重	十	汁	什	什
ぢゅう	じゅ	じゅ	じゅ	じゅ

第十六 ウ列拗音の長音に発音される ちゅうは ぢゅう とする。

例

星 チュウ	鑄 チュウ	紐 チュウ	亩 チュウ	抽 チュウ	胄 チュウ	肘 チュウ
ぢゅう	ぢゅう	ぢゅう	ぢゅう	ぢゅう	ぢゅう	ぢゅう
。 。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。 。
第十七 ウ列拗音の長音に発音される にゅう、にふは にゅう とする。	にゅう	にゅう	にゅう	にゅう	にゅう	にゅう
とす。	とす。	とす。	とす。	とす。	とす。	とす。

例

一 にゅう

二 にゅう

三 にゅう

四 にゅう

五 にゅう

柔 ニュウ

入 ニュラ

柔 ニュウ

入 ニュラ

柔 ニュウ

第十八 ウ列拗音の長音に発音される びゅうは びゅう とする。

例

輯	聚	収
シユウ	シユウ	シユウ
シユウ	シユウ	シユウ

第十九 ウ列拗音の長音に発音される りゅう、りふ は りゅう とする。

例

立 立	留 留	謬 謿
リュウ	リュウ	ビュウ
リュウ	リュウ	ビュウ

一 りふ を りゅう とするもの

二 りふ を りゅう とするもの

三 りふ を りゅう とするもの

四 りふ を りゅう とするもの

第二十 オ列拗音の長音に発音される きゅう、けう、げふ は きょう とする。

一 きやう を きよう とするもの

二 きやう を きよう とするもの

三 きやう を きよう とするもの

四 きやう を きよう とするもの

経 キョウ	驚 キョウ	兄 キヨウ	競 キヨウ	鏡 キヨウ	強 キヨウ	京 キヨウ
キヨウ	キヨウ	キヨウ	キヨウ	キヨウ	キヨウ	キヨウ
。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。	。 。 。 。 。 。
第十七 ウ列拗音の長音に発音される にゅう、にふは にゅう とする。	にゅう	にゅう	にゅう	にゅう	にゅう	にゅう
とす。	とす。	とす。	とす。	とす。	とす。	とす。

三 きやう を きゆう とするもの

四 きやう を きゆう とするもの

五 きやう を きゆう とするもの

六 きやう を きゆう とするもの

七 きやう を きゆう とするもの

八 きやう を きゆう とするもの

九 きやう を きゆう とするもの

十 きやう を きゆう とするもの

十一 きやう を きゆう とするもの

十二 きやう を きゆう とするもの

十三 きやう を きゆう とするもの

十四 きやう を きゆう とするもの

十五 きやう を きゆう とするもの

十六 きやう を きゆう とするもの

十七 きやう を きゆう とするもの

十八 きやう を きゆう とするもの

十九 きやう を きゆう とするもの

二十 きやう を きゆう とするもの

二十一 きやう を きゆう とするもの

二十二 きやう を きゆう とするもの

二十三 きやう を きゆう とするもの

二十四 きやう を きゆう とするもの

二十五 きやう を きゆう とするもの

二十六 きやう を きゆう とするもの

二十七 きやう を きゆう とするもの

二 けうをきようとするもの

校キヨウ教キヨウ橋キヨウ喬キヨウ

三 けふをきようとするもの

脅キヨウ協キヨウ俠キヨウ夾キヨウ

四 げうをきようとするもの

曉ギヨウ行ギヤウ形ギヤウ刑ギヤウ

五 げうをきようとするもの

業ギヨウ業ギヨウ曉ギヨウ堯ギヨウ

六 げふをきようとするもの

仰ギヨウ行ギヤウ行ギヤウ行ギヤウ

七 第二十一。オ列拗音の長音に発音されるしやう、せう、

せふはしようとし、じやう、ぢやう、ぜう、でう、でふは

じようとする。

例

一 しやうをしようとするもの

相ショウ正ショウ商ショウ詳ショウ傷ショウ傷ショウ
唱シャウ唱シャウ尚ショウ聖ショウ性ショウ性ショウ

二 せうをしようとするもの

小ショウ少ショウ消ショウ召ショウ招ショウ詔ショウ
礁ショウ礁ショウ消ショウ召ショウ招ショウ照ショウ

三 せふをしようとするもの

焼ショウ燒ショウ少ショウ消ショウ召ショウ笑ショウ

四 じやうをじようとするもの

涉ショウ妾ショウ捷ショウ

五 ぢやうをじようとするもの

常ジョウ常ジョウ常ジョウ常ジョウ

六 ぢやうをじようとするもの

場ジョウ場ジョウ場ジョウ場ジョウ

七 ぢやうをじようとするもの

銃ジョウ銃ジョウ銃ジョウ銃ジョウ

八 ぢやうをじようとするもの

娘ジョウ娘ジョウ娘ジョウ娘ジョウ

九 第二十二。オ列拗音の長音に発音されるちやう、てう、てふ

はちようとする。

例

一 ちやうをちようとするもの

丁チヨウ丁チヨウ町チヨウ町チヨウ長チヨウ長チヨウ

二 てうをちようとするもの

弔チヨウ弔チヨウ鳥チヨウ鳥チヨウ朝チヨウ朝チヨウ

三 てふをちようとするもの

蝶チヨウ蝶チヨウ兆チヨウ兆チヨウ超チヨウ超チヨウ

一 調チヨウ

二 彫チヨウ

三 提チヨウ

四 挺チヨウ

五 定チヨウ

六 杖チヨウ

七 成チヨウ

八 城チヨウ

第二十三 オ列拗音の長音に発音されるねうはによるとする。

する。

例

尿 ニヨウ
ネウ 饒 ニヨウ
ネウ 遣 ニヨウ
ネウ 繼 ニヨウ
ネウ

第二十四 オ列拗音の長音に発音されるひやう、へうはひようとし、びやう、べうはびようとする。

例

一 ひやうをひようとするもの
兵 ヒヨウ
ヒヤウ 平 ヒヨウ
ヒヤウ 評 ヒヨウ
ヒヤウ

二 へうをひようとするもの
表 ヒヨウ
ヒヤウ 傀 ヒヨウ
ヘウ 票 ヒヨウ
ヘウ 狩 ヒヨウ
ヘウ

三 びやうをびようとするもの
屏 ビヨウ
ビヤウ 痘 ビヨウ
ビヤウ 錛 ビヨウ
ビヤウ

四 べうをびようとするもの
苗 ビヨウ
ビヤウ 描 ビヨウ
ベウ 猫 ビヨウ
ベウ 眇 ビヨウ
ベウ 廟 ビヨウ
ベウ

第二十五 オ列拗音の長音に発音されるみやう、めうはみようとする。

例

一 みやうをみようとするもの
明 ミヨウ
ミヤウ 命 ミヨウ
ミヤウ 名 ミヨウ
ミヤウ 茗 ミヨウ
ミヤウ 冥 ミヨウ
ミヤウ

二 めうをみようとするもの

妙 ミヨウ
メウ 苗 ミヨウ
スウ 猫 ミヨウ
メウ

第二十六 オ列拗音の長音に発音されるりやう、れう、れふはりようとする。

例

一 りやうをりようとするもの
良 リヨウ
リヤウ 両 リヨウ
リヤウ 令 リヨウ
リヤウ 領 リヨウ
リヤウ

二 れうをりようとするもの
梁 リヨウ
リヤウ 聊 リヨウ
レウ 料 リヨウ
レウ 了 リヨウ
レウ 僚 リヨウ
レウ 索 リヨウ
レウ

三 れふをりようとするもの
獵 リヨウ
レフ 聰 リヨウ
レフ 斧 リヨウ
レフ 了 リヨウ
レフ 僱 リヨウ
レウ 涼 リヨウ
リヤウ

寥 リヨウ
レウ 諒 リヨウ
リヤウ 量 リヨウ
リヤウ